

第四次

こおりやま

男女共同参画 プラン



2026(令和8)年3月
郡山市

目 次

第1章	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の趣旨	2
2	これまでの市の取組	3
	【参考】男女共同参画推進に関する国内外の動向	5
3	計画策定の背景	13
(1)	人口の減少と地域への影響	13
(2)	合計特殊出生率と社会増減の推移	14
(3)	人口と外国人住民数の推移	15
(4)	審議会等における女性委員の登用率	15
(5)	男女別の課税状況	16
(6)	「郡山市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果からみえる現状	16
(7)	「郡山市困難な問題を抱える女性への支援についてのアンケート」の結果からみえる現状	21
第2章	計画の基本的な考え方	25
1	計画の位置付け	26
2	基本理念	27
3	計画が目指す視点	28
4	計画の基本目標	29
5	計画の期間	29
第3章	計画の体系	31
	第四次こおりやま男女共同参画プランの体系図	32
第4章	基本目標別の内容	35
	基本目標1 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現	
	施策の方向性1 男女共同参画意識の普及・啓発	38
	施策の方向性2 ジェンダーに敏感な視点に立つ男女平等教育	39
	施策の方向性3 人権を尊重する意識の醸成と環境づくり	40

基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍の促進

施策の方向性1	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	44
施策の方向性2	意思決定過程への女性の参画促進	45
施策の方向性3	女性人材の育成と多様なチャレンジへの支援	46

基本目標3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向性1	仕事と生活の調和に向けた環境の整備	48
施策の方向性2	多様な働き方の推進	50

基本目標4 安全・安心な暮らしの実現

施策の方向性1	男女共同参画の視点を取り入れた健康支援	53
施策の方向性2	あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援	54
施策の方向性3	安全・安心なまちづくりの推進	57

第5章 計画の推進及び連携体制 59

計画の推進体制	60
(1) 郡山市男女共同参画審議会	60
(2) 郡山市男女共同参画庁内推進会議	60
(3) 推進拠点施設「郡山市男女共同参画センター(さんかくプラザ)」	61
(4) 市民団体、事業者との連携	61
(5) 国・県等関係機関との連携	62

資料編 63

・基本指標一覧	64
・用語解説	66
・日本国憲法	71
・男女共同参画社会基本法	77
・郡山市男女共同参画推進条例	82
・郡山市男女共同参画センター条例	85
・男女共同参画に関する相談窓口一覧	90

第1章

計画策定の趣旨等



1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、性別により個人の生き方を制限されることなく、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力が十分に発揮される社会のことであり、国が1999（平成11）年に制定した「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題として位置付けています。このため、国や県においては、男女共同参画推進のための計画等を策定し、各種施策を進めてきました。

本市においても、2001（平成13）年に「こおりやま男女共同参画プラン」の策定、2002（平成14）年12月に「郡山市男女共同参画都市」の宣言、2003（平成15）年3月に「郡山市男女共同参画推進条例」の制定、2009（平成21）年に、「第二次こおりやま男女共同参画プラン」の策定、2018（平成30）年に「第三次こおりやま男女共同参画プラン」の策定など、市民一人ひとりが性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野において平等な、豊かで活力ある「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向けた施策に積極的に取り組んできました。

しかしながら、本市の現状を見るとあらゆる分野における意思決定の過程において、女性の参画が進んでいるとはいえ、2024（令和6）年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、依然として、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在などにより、男女間に意識の格差が見られ、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要であるとともに、市民一人ひとりが男女共同参画の理解を深めるためのさらなる取り組みが必要となっております。

本計画は、このような状況のもと、前プラン（改定版）が2025（令和7）年度で終了することから、引き続き「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向け、前プラン（改定版）の考え方を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に的確に対応するため、「男女共同参画に関する市民意識調査、パブリックコメントや郡山市男女共同参画審議会からの意見を反映させるとともに、関係法令や市の関係計画等との整合性を図り策定いたしました。

男女共同参画社会とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

（男女共同参画社会基本法 第2条）

2 これまでの市の取組

- 郡山市においては、女性政策を総合的に推進するため、1992（平成4）年、教育委員会事務局に「女性企画室」を設置すると共に、女性行政の推進のため、「郡山市女性行動計画有識者会議」及び「郡山市女性行動計画庁内連絡会議」を設置しました。
- 1993（平成5）年には、女性問題の解決と男女共同参画社会の形成をめざして「郡山市女性行動計画」を策定し、さらに、1995（平成7）年に策定した「郡山市第四次総合計画」に人権尊重と男女平等の理念を基本とした「男女がともに進める地域社会の創造」を掲げ、各部における事業を積極的に推進してきました。同年7月、「郡山市女性行動計画有識者会議」を「郡山市女性行動計画推進協議会」に改め、計画の推進にあたり広く意見をいただきました。
- また、1995（平成7）年には、政策・方針決定過程への女性の参画を基本とし、各種審議会等委員への女性登用を拡大させるため、「人材リスト制度」を創設し、女性委員の積極的な登用を図ってまいりました。

さらに、男女共同参画の実現に向けた気運の醸成を図るため、同年から男女共同参画情報紙「シンフォニー」の全戸配布やセミナーの開催など、市民の意識改革に努めてきました。
- 2001（平成13）年には、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、郡山市女性行動計画を見直し、新たに「～女と男（ひととひと）がきらめくまち～こおりやま男女共同参画プラン」を策定し、市民一人ひとりが性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮でき、男女がお互いを認め合い、責任も分かち合う豊かな生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指して、各種施策を推進してきました。
- 2002（平成14）年、組織改編により市民部局に「男女共同参画課」を設置し、県内市町村で初となる「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」を開設し、12月には、男女共同参画社会の形成に向けて、広く市民の気運の醸成を図るため「男女共同参画都市宣言」を行うとともに、「第1回男女共同参画フェスティバル」を開催いたしました。
- 2003（平成15）年には、男女共同参画推進の基本理念や基本的な施策を定めた「郡山市男女共同参画推進条例」を制定し、また、男女共同参画の推進に関する事項について審議等を行う「郡山市男女共同参画審議会」を設置しました。
- 2004（平成16）年には、男女共同参画推進事業者表彰を行い、受賞者を公表することとしました。
- 2006（平成18）年、「郡山市男女共同参画審議会」からの答申を受け、「こおりやま男女共同参画プラン」を改訂しました。
- 2010（平成22）年、「こおりやま男女共同参画プラン [改訂版]」の計画期間が平成21年度で終了することから、「男女共同参画のまち 郡山」を目指して「第二次こおりやま男女共同参画プラン」を策定しました。
- 2014（平成26）年、「女性の活躍による経済活性化」行動計画の趣旨に則り、あらゆる分野での女性の活躍推進に向けた地域ぐるみの取り組みを支援するために、関係団体及び機関・企業等と連携して、「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」を発足しました。
- 2016（平成28）年、「第二次こおりやま男女共同参画プラン」の計画期間が平成29年度で終了することから、「男女共同参画に関する市民意識調査」、「女性活躍推進に関する事業所調査」を実施するとともに、直接、市民の皆様から意見を伺うための「市民意見交換会」を開催しました。
- また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の完全施行を記念して、「女性活躍推進フォーラム」を開催するとともに、あらゆる分野に女性の参画を推奨するため内閣府が設置した「理

「工系女子応援ネットワーク会議」に、中核市としては全国で初めて参加登録を行うとともに、「目指せ！理工系女子バスツアー」を開催しました。

- 2018（平成30）年、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されたことにより、政治分野における女性の参画を促進するため、女性が政治に興味関心を持つきっかけとなるよう「政治まるっと体験会」を実施しました。また、第三次こおりやま男女共同参画プランを策定しました。
- 2019（令和元）年12月8日、世界最初の新型コロナウイルス感染症の感染者が報告されました。（WHO世界保健機構）
- 2020（令和2）年1月16日、日本で最初にコロナ感染者が報告され、本市でも同年3月ごろから感染者が報告されました。
- 2020（令和2）年6月に、従来2月に実施していた男女共同参画フェスティバルを6月の男女共同参画週間イベントに合わせ実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止としました。
- 全国的に新型コロナウイルス感染症にかかる不当な差別・偏見が拡がりを見せたため、本市は2021（令和3）年4月から市ホームページ及び広報こおりやまで差別防止の記事を掲載開始したほか、街頭啓発も実施しました。
- 2021（令和3）年、新型コロナウイルス感染拡大の影響から男女共同参画フェスティバルをオンラインのみで開催しました。
- 2022（令和4）年、新型コロナウイルス感染拡大の影響から男女共同参画フェスティバルをオンラインと小規模の講座と組み合わせて開催しました。
- 2022年（令和4年）、新型コロナウイルス感染症のまん延や気候変動による自然災害の増加、SDGsやICTの進展など社会情勢の変化による新たな課題に的確に対応するために「第三次こおりやま男女共同参画プラン改定版」を策定しました。
- 2024（令和6）年、誰一人として取り残されず、一人ひとりが性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮でき、お互いを認め合い、責任も分かち合う豊かな社会を構築していくことを目指し、市制施行100周年を迎えた郡山市で「第23回福島県男女共生のつどい&郡山市男女共同参画フェスティバル2024」を16年振りに開催しました。
- 同年には、築40年超となる男女共同参画センター（さんかくプラザ）について、「男女共同参画のまち郡山」の実現を目指すための「市民活動の拠点施設」として今後も活用していくために、施設の長寿命化改修工事を実施しました。
- 2025（令和7）年、男女共同参画に加え、多様性を尊重し共存する社会の実現を目指すために、組織改編により「男女共同参画課」から、「男女共同参画係」、「Z世代活躍係」、「多文化共生推進係」で構成される「ダイバーシティ推進課」に改称しました。



～郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）～
※長寿命化改修工事後



～福島県男女共生のつどい&郡山市男女共同参画フェスティバル2024～
（講演：山口真由氏）

【参考】 男女共同参画推進に関する国内外の動向

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
1946年 (昭21)		○日本国憲法公布（男女平等の明記、婦人参政権の実現）	
1948年 (昭23)	○「世界人権宣言」採択		
1955年 (昭30)			○「婦人会館」が新築会館（郡山市公民館と併設）
1966年 (昭41)	○「国際人権規約」採択		
1972年 (昭47)		○勤労婦人福祉法施行	
1973年 (昭48)			○「働く婦人の家」新築開館（郡山市立中央公民館併設3階） ○「第1回働く婦人のつどい」開催 ○「婦人会館」解体撤去
1975年 (昭50)	○国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ○第1回世界女性会議（メキシコシティ） ○「世界行動計画」採択	○婦人問題企画推進本部設置 ○婦人問題企画推進会議開催	
1976年 (昭51)	「国連婦人の10年」（1976年～1985年）	○「民法」の一部改正（婚氏続称制度の新設） ○「一部の公務員等に対する育児休業法」施行	○「働く婦人のつどい」を「女性の祭典」に改称
1977年 (昭52)		○「国内行動計画」策定 ○「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定 ○「国立女性教育会館」設置	
1979年 (昭54)	○「女子差別撤廃条約」採択		
1980年 (昭55)	○「国連女性の10年」中間年 第2回世界女性会議（コペンハーゲン） ○「国連女性の10年後半期行動プログラム」採択	○「女子差別撤廃条約」への署名 ○「民法」の一部改正（配偶者相続分の引き上げ）	
1981年 (昭56)		○「国内行動計画後期重点目標」策定	

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
1982年 (昭57)			○「郡山市婦人グループ連絡会」結成 ○「婦人会館」新築開館（職員は「働く婦人の家」も兼務） ○「女性の祭典」を婦人会館で開催（以降「働く婦人の家」と共催）
1984年 (昭59)		○国籍法の改正（父母両系主義）	○「女性の祭典」を文化センターで開催
1985年 (昭60)	○「国連女性の10年」を締めくくる第3回世界女性会議（ナイロビ） ○「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○「男女雇用機会均等法」成立 ○「国民年金法」の改正 ○「女子差別撤廃条約」批准	
1986年 (昭61)		○婦人問題企画推進有識者会議開催 ○「男女雇用機会均等法」施行	
1987年 (昭62)		○「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定 ○女子差別撤廃条約実施状況「第1回報告書」提出	
1988年 (昭63)	○女子差別撤廃条約実施状況「第1回報告書」審議（国連女子差別撤廃委員会）		
1990年 (平2)	○「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平3)		○「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」（第一次改定） ○「育児休業法」成立	
1992年 (平4)		○「育児休業法」施行 ○女子差別撤廃条約実施状況「第2回報告書」提出	○教育委員会に「女性企画室」設置 ○「郡山市女性意識調査」実施 ○「女性行動計画有識者会議」設置
1993年 (平5)	○国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ○世界人権会議	○「パートタイム労働法」成立 ○女子差別撤廃条約実施状況「第3回報告書」提出	○「郡山市女性行動計画」策定

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
1994年 (平6)	○「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャマイカ) ○「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ○実施状況「第2・3回報告書」審議(国連女子差別撤廃委員会) ○国連防災世界会議「より安全な世界に向けての横浜戦略」採択	○男女共同参画推進室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 ●「ふくしま新世紀女性プラン」策定	
1995年 (平7)	○第4回世界女性会議(北京) ○「北京宣言及び行動綱領」採択	○「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) ○「ILO(国際労働機関)」第156号」批准	○「女性人材リスト制度」創設 ○男女共同参画情報紙創刊
1996年 (平8)		○「男女共同参画ビジョン」答申 ○「男女共同参画2000年プラン」策定	○男女共同参画情報紙の名称を「シンフォニー」に変更
1997年 (平9)		○「男女雇用機会均等法」の改正 ○「労働基準法」の改正 ○「育児・介護休業法」の改正	
1998年 (平10)		○「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出 ○女子差別撤廃条約実施状況「第4回報告書」提出	
1999年 (平11)	○女子差別撤廃条約「選択議定書」採択	○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○改正「男女雇用機会均等法」施行	○「男女平等に関する市民意識調査」実施
2000年 (平12)	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ○国際組織犯罪防止条約「パレルモ議定書」採択	○国際組織犯罪防止条約「パレルモ議定書」署名 ○「男女共同参画社会基本計画」策定 ○「ストーカー行為の規制等に関する法律」公布 ●「ふくしま男女共同参画プラン」策定	
2001年 (平13)		○内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布・一部施行 ●「福島県男女共生センター」開設	○「郡山市女性行動計画」を見直し、「こおりやま男女共同参画プラン」策定 ○「郡山市男女共同参画庁内推進会議」設置 ○「男女共同参画サポーター制度」創設

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
2002年 (平14)		○「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」完全施行 ○女子差別撤廃条約実施状況 「第5回報告書」提出	○組織改編により、市長部局 に「男女共同参画課」設置 ○「男女共同参画センター(愛 称：さんかくプラザ)」設置 (県内初) ○「婦人会館」廃止、「働く婦 人の家」を「働く女性の家」 に改称 ○「郡山市男女共同参画都市」 を宣言 ○「女性の祭典」を改称し、「第 1回男女共同参画フェス ティバル」開催
2003年 (平15)	○女子差別撤廃条約実施状況 「第4・5回報告書」審議(国 連女子差別撤廃委員会) ○国際組織犯罪防止条約発効	○「次世代育成支援対策推進 法」施行 ○「少子化社会対策基本法」施 行	○「郡山市男女共同参画推進 条例」施行 ○「郡山市男女共同参画審議 会」設置
2004年 (平16)		○「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」改正	○プラン改訂に向け「男女共 同参画に関する市民意識調 査」実施
2005年 (平17)	○国連婦人の地位委員会(北 京+10)宣言と決議を採択 ○第2回国連防災世界会 議「兵庫行動枠組(2005- 2015)」採択	○「男女共同参画基本計画(第 2次)」改定 ●「ふくしま男女共同参画プ ラン」改定	○プラン改訂に向け「市民意 見交換会」・「パブリックコ メント」実施
2006年 (平18)		○「男女雇用機会均等法」の改 正	○「こおりやま男女共同参画 プラン改定版」策定
2007年 (平19)		○改正「男女雇用機会均等法」 の施行 ○「仕事と生活の調和(ワー ク・ライフ・バランス憲章)」 及び「仕事と生活の調和推 進のための行動指針」決定 (H19.12.18)	
2008年 (平20)		○改正「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に関 する法律」の施行 ○「地域における男女共同参 画推進の今後のあり方につ いて」作成 ○女子差別撤廃条約実施状況 「第6回報告書」提出	○「男女共同参画センター(さ んかくプラザ)」に指定管理 者制度を導入 ○「働く女性の家」廃止 ○第二次プラン策定に向けて 「男女共同参画に関する市 民意識調査」・「市民意見交 換会」実施

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
2009年 (平21)	○女子差別撤廃条約実施状況「第6回報告書」審議・最終見解の公表（国連女子差別撤廃委員会）	○「育児・介護休業法」改正 ○男女共同参画シンボルマーク決定 ○女性に関するASEAN+ 3委員会（ACW+ 3）第1回会合 ●「ふくしま男女共同参画プラン」（平成21年度改定）	○第二次プラン策定に向け「市民意見交換会」・「パブリックコメント」実施 ○「第二次こおりやま男女共同参画プラン」策定 ○郡山市議会9月定例会において、請願第44号「女性差別撤廃条約選択議定書批准を求める意見書の提出について」を採択
2010年 (平22)	○国連総会にて「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」の設立を決議	○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ○「第三次男女共同参画基本計画」策定 ○平成23年3月11日東日本大震災	○郡山市犯罪被害者等施策庁内連絡会議の設置と開催 ○東日本大震災の影響により「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」の休館（平成23年5月31日まで）
2011年 (平23)	○「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（略称UN Women）発足 ○ILOとUN Womenが職場における女性のエンパワメント促進に向けた覚書締結	○女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメント提出	○「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」の指定管理者に財団法人郡山市文化・学び振興公社を再指定（23～25年度の3年間）
2012年 (平24)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議案」採択	○「女性の活躍による経済活性化」行動計画策定	○「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」開館10周年 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2013年 (平25)	○女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメントに係る追加的情報提供（平成24年11月）についての同委員会見解の公表	○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	○「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」の指定管理者を一般公募
2014年 (平26)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議案」採択	○改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 ○すべての女性が輝く社会づくり本部設置（平成26年10月3日）	○「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」の指定管理者に公益財団法人郡山市文化・学び振興公社を再指定（平成26～30年度の5年間） ○「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」発足

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
2015年 (平27)	○持続可能な開発のための2030アジェンダ国連採択 ○第3回国連防災会議開催「仙台宣言」「仙台防災枠組2015-2030」採択	○「第4次男女共同参画基本計画」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(平成27年9月4日)	
2016年 (平28)	○「女性の能力開花のためのG7行動指針」 ○女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審査・最終見解の公表 ○第60回国連女性の地位委員会「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」採択 ○「ジェンダーと災害に関するアジア太平洋地域会議」	○「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」完全施行(平成29年4月1日) ○「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ○国際女性会議(WAW！2016)開催 ○内閣府に理工系女子応援ネットワーク設立 ○「G7伊勢志摩首脳宣言」 ○「育児・介護休業法」改正 ●「ふくしま男女共同参画プラン」(平成28年度改定)	○「男女共同参画に関する市民意識調査」、「女性活躍推進に関する事業所調査」実施 ○第三次プラン策定に向け、市民意見交換会を開催 ○女性活躍推進フォーラムの開催 ○内閣府理工系女子応援ネットワークに参加登録(中核市としては全国初)
2017年 (平29)	○第61回国連女性の地位委員会「変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント」、「職場におけるセクシャル・ハラスメント解消決議」などが採択	○国際組織犯罪防止条約締結 ○国際女性会議(WAW！2017)開催	○第三次プラン策定に向け、「パブリックコメント」実施
2018年 (平30)	○第62回国連女性の地位委員会「女性の地位に関する今後の組織と作業方法」決議などが採択	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行(平成30年5月23日)	○「第三次こおりやま男女共同参画プラン」策定 ○セーフコミュニティ国際認証取得(平成30年2月2日・県内初)
2019年 (令元)	○第63回国連女性の地位委員会「ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセス」採択	○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行(令和元年4月1日) ○国際女性会議(WAW!/W20)開催	○「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」の指定管理者に公益財団法人郡山市文化・学び振興公社を再指定(令和元～5年度の5年間) ○「SDGs未来都市」選定(令和元年7月1日・県内初)
2020年 (令2)	○第64回国連女性の地位委員会(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大幅な日程の短縮及び規模を縮小しての開催)	○「第5次男女共同参画基本計画」策定 ○改正「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」施行	

年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
2021年 (令3)	○第65回国連女性の地位委員会「ジェンダー平等の達成と全ての女性と女児のエンパワメントに向けた女性の公的領域における完全かつ効果的な参画と意思決定及び暴力の根絶」採択 ○「G7英国・サミット」首脳宣言におけるジェンダー平等関連では、3つの主要な優先事項(①女子教育、②女性のエンパワメント、③女性と女児への暴力の根絶)からなることなどを明記	○改正「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ●「ふくしま男女共同参画プラン」改定(計画期間令和4～12年度)	
2022年 (令4)	○第66回国連女性の地位委員会「気候変動、環境及び災害リスク削減の政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワメントの達成」採択 ○「G7ドイツ・サミット」首脳宣言において、ジェンダー平等の達成に向けた進捗を継続的に監視するために、「ジェンダー格差に関するG7ダッシュボード」を新たに承認	○女性人材育成プラン策定 ○改正「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」施行 ○改正「育児・介護休業法」施行(令和4年4月1日、10月1日、令和5年4月1日) ○国際女性会議(WAW! 2022)開催 ●「ふくしま女性活躍推進計画」策定(計画期間令和4～7年度) ●福島県犯罪被害者等支援条例施行(令和4年4月1日)	○「第三次こおりやま男女共同参画プラン改定版」策定
2023年 (令5)	○第67回国連女性の地位委員会「ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワメントの達成のためのイノベーション、技術変革、デジタル時代の教育」採択	○「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行(令和5年6月23日)	○セーフコミュニティ国際認証取得(令和5年2月4日・再認証)

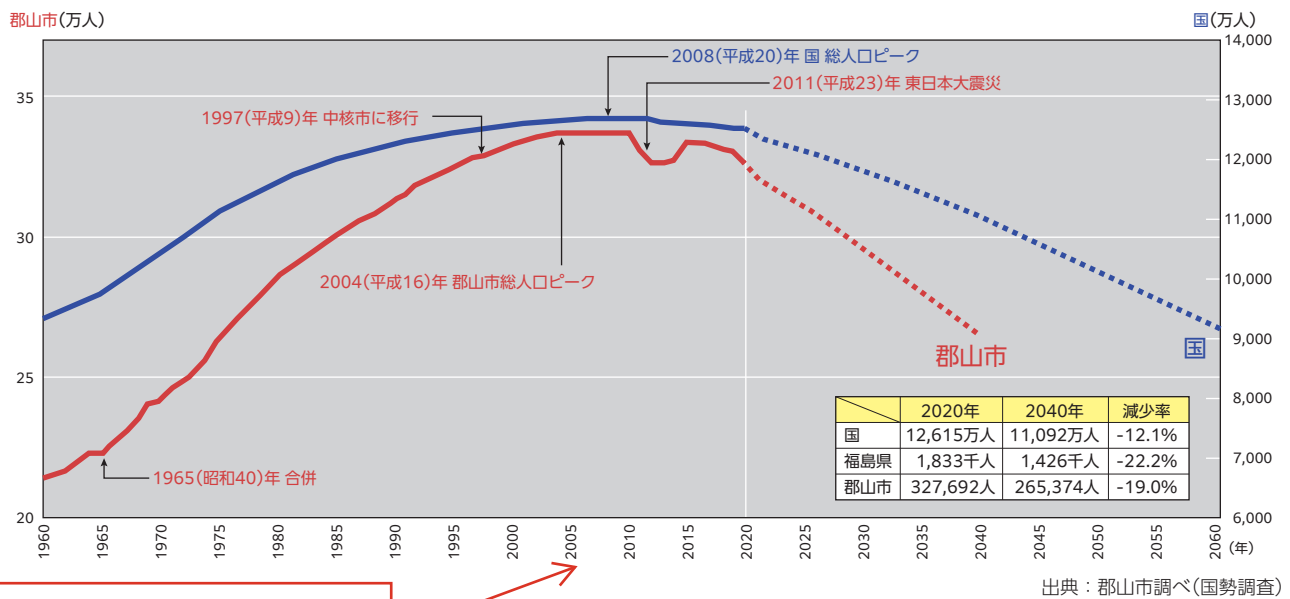
年	国連の動き	国(○)・県(●)の動き	郡山市の動き
2024年 (令6)	○第68回国連女性の地位委員会「ジェンダーの視点からの貧困撲滅、機構強化、資金動員によるジェンダー平等と全ての女性・女児のエンパワーメント達成の加速」採択 ○「G7プーリア・サミット」首脳宣言におけるジェンダー平等関連部分において、国際金融機関と共に、女性のエンパワーメントを高めるため、3年間にわたって少なくとも200億米ドルを開放する旨を明記	○改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行(令和6年4月1日) ●「福島県パートナーシップ制度」開始	○こおりやま男女共同参画情報紙シンフォニー廃刊(最終号令和6年3月第60号) ○「福島県男女共生のつどい&郡山市男女共同参画フェスティバル」開催(郡山市制施行100周年記念事業) ○「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」の施設長寿命化の為に大規模改修工事実施(休館6月～3月) ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ○「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」の指定管理者に公益財団法人郡山市文化・学び振興公社を再指定(令和6～11年度の5年間)
2025年 (令7)	○第69回国連女性の地位委員会「国・地域が事前にまとめた報告をもとに議論された政治宣言を採択(北京会議から30年が経過し、一定の進捗が見られるものの、現在においてもジェンダー平等を達成した国は存在せず、男女格差は縮小していないことを強調)」	○新・女性デジタル人材育成プラン策定 ○改正「育児・介護休業法」施行(令和7年4月1日、10月1日) ○改正「男女雇用機会均等法」公布(令和7年6月11日) ○改正「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」公布(令和7年6月11日) ○独立行政法人男女共同参画機構法及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律公布(令和7年6月20日) ○日本で初めて女性の首相が誕生	○組織改編により「男女共同参画課」から「ダイバーシティ推進課」に改称(男女共同参画係・Z世代活躍係・多文化共生推進係で構成) ○「男女共同参画センター(さんかくプラザ)」大規模改修工事完了に伴う施設再開(4月1日～)

3 計画策定の背景

(1) 人口の減少と地域への影響

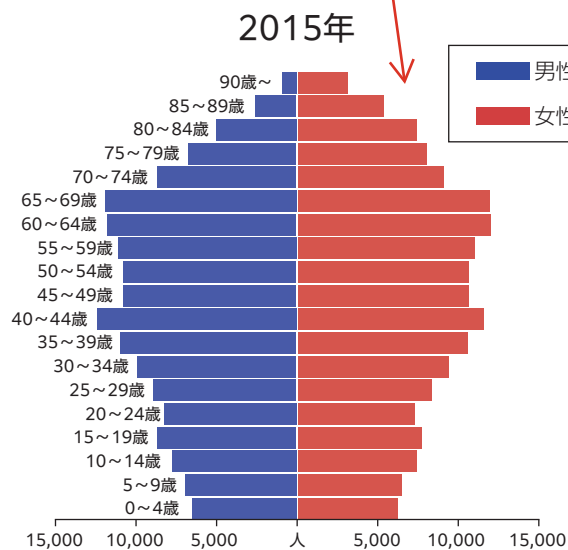
本市の人口は、2004（平成16）年がピークで2010（平成22）年までは横ばいでしたが、2011（平成23）年の東日本大震災の影響により、大きく減少に転じたものの、震災後の転入超過により人口は緩やかに回復傾向にあります。しかしながら、少子高齢化の進行により、人口構造が変化しており、生産年齢が減少していることから、労働力の低下等が懸念されます。

【郡山市と国の人口推移と将来予測】

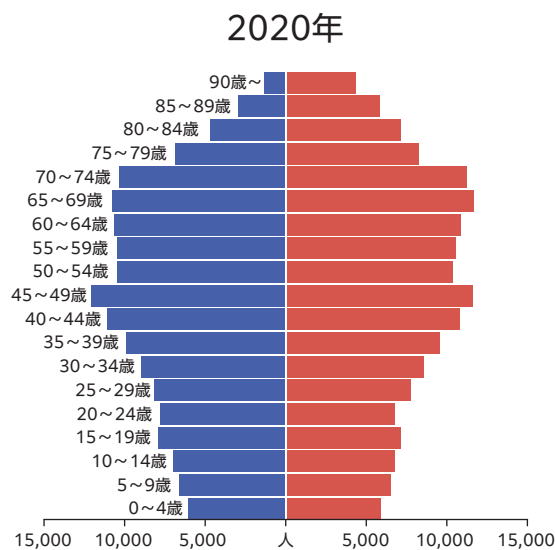


最新のグラフに差替予定

【郡山市の人口ピラミッド】



老年人口(65歳以上)	81,853人(24%)
生産年齢人口(15-64歳)	204,785人(61%)
年少人口(0-14歳)	41,865人(12%)



老年人口(65歳以上)	88,149人(27%)
生産年齢人口(15-64歳)	200,216人(61%)
年少人口(0-14歳)	39,327人(12%)

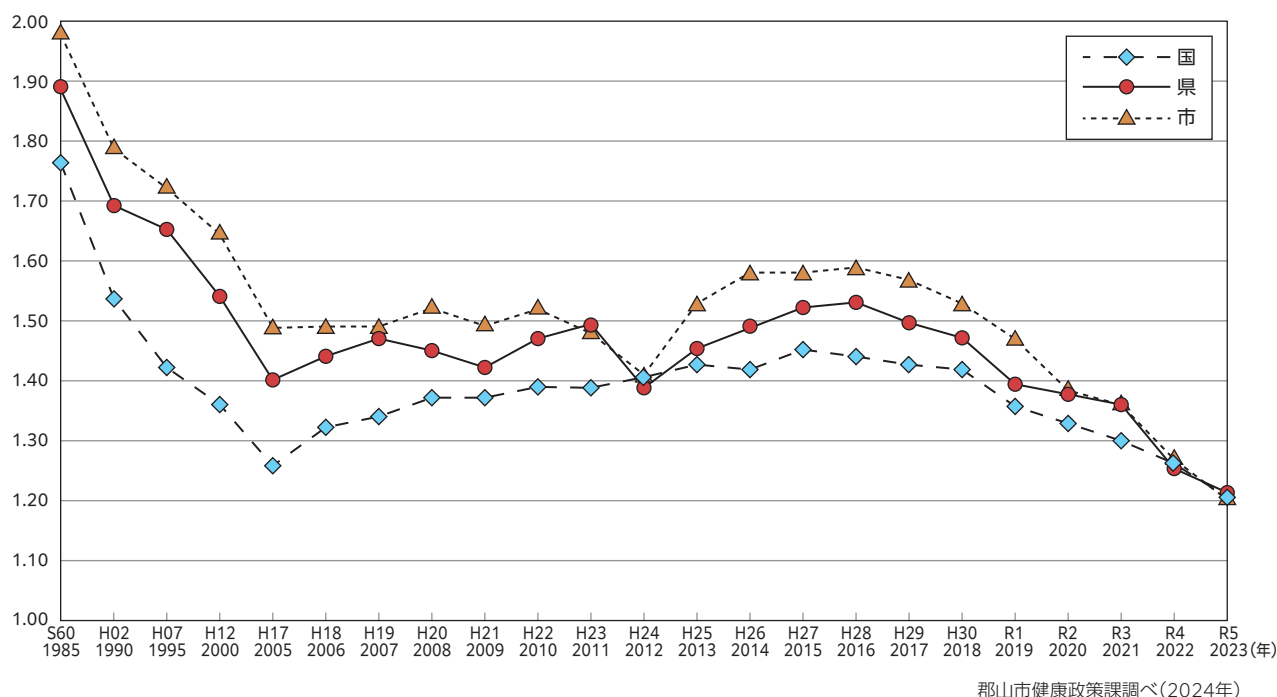
出典：郡山市調べ(国勢調査)

(2) 合計特殊出生率と社会増減の推移

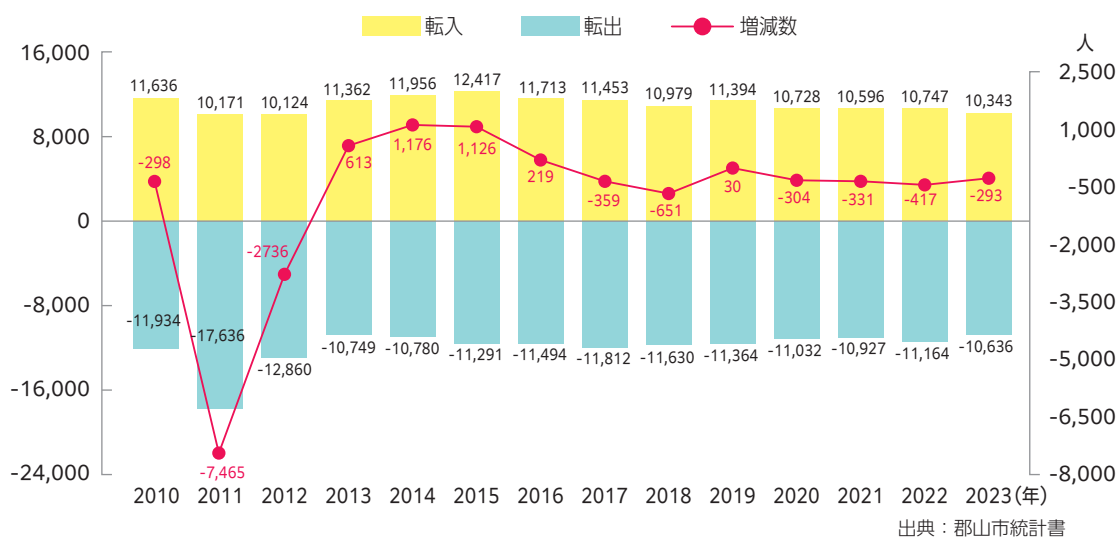
本市の合計特殊出生率は、2012（平成24）年以降増加傾向にあったものの、2016（平成28）年以降に減少に転じており、少子高齢化がますます進むことが予想されます。

また、人口動態（社会増減の推移）を見ると2023（令和5）年の転入者数は10,343人に対して、転出者数は10,636人と社会増減は－293人となっており、2020（令和2）年に社会減に転じて以降、マイナスの状況が継続しています。こうした状況は今後も継続していくものと予想され、女性をはじめとする誰もが社会で活躍しながら、妊娠、出産、育児等の希望を叶えられる切れ目ない支援が必要です。

【郡山市と国、県の合計特殊出生率】



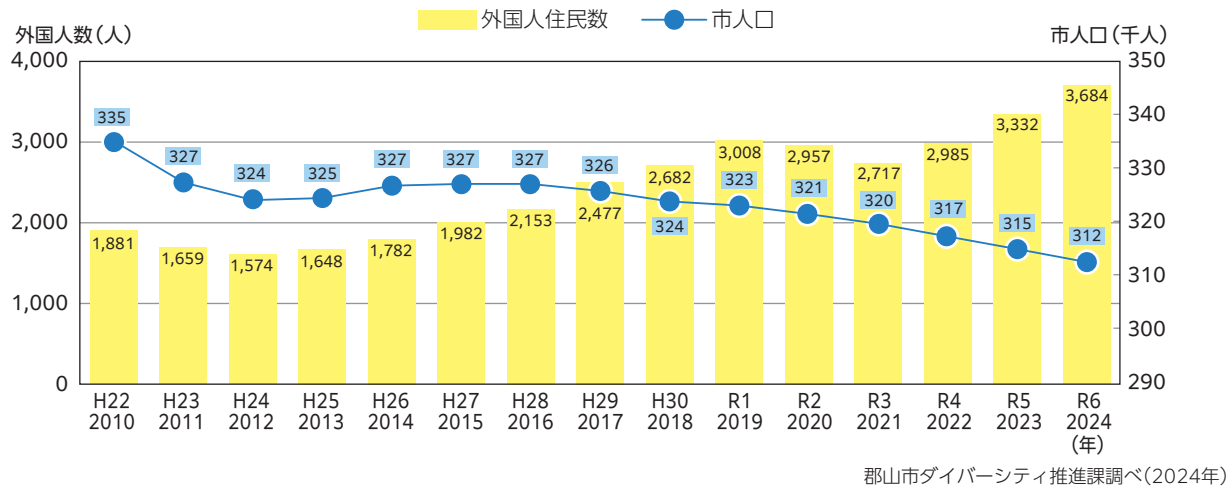
【郡山市の人口動態(社会増減の推移)】



(3)人口と外国人住民数の推移

本市の人口は2015（平成27）年以降、年々減少傾向にある一方で、外国人住民数は、10年前に比べて倍増しており、お互いの国や文化の違いを尊重しながら、日本人と外国人が共に安心安全に生活していくための環境整備がますます重要になっています。

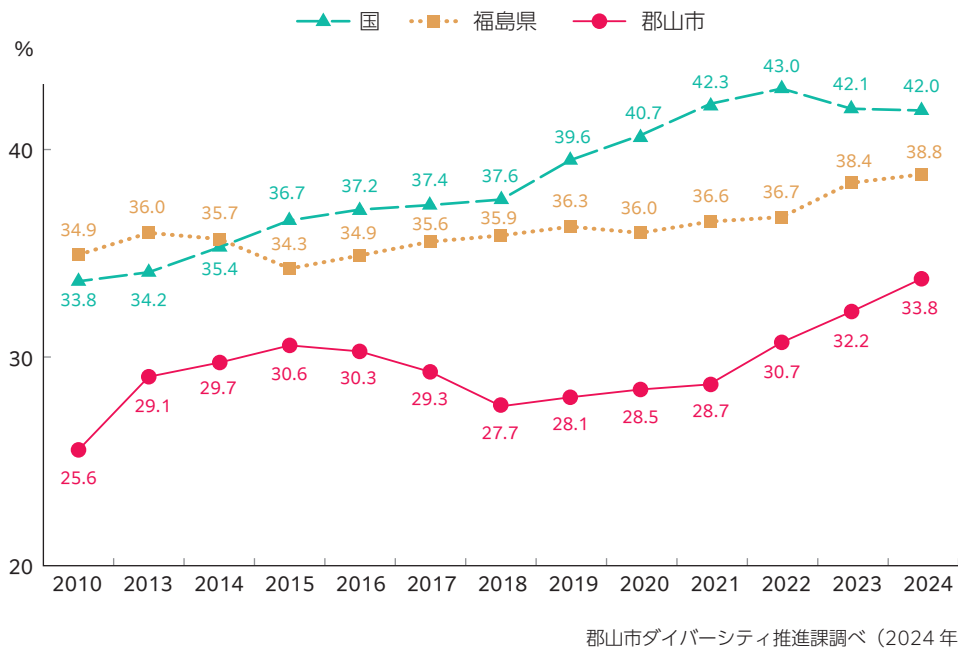
【郡山市の人口と外国人住民数の推移】



(4)審議会等における女性委員の登用率

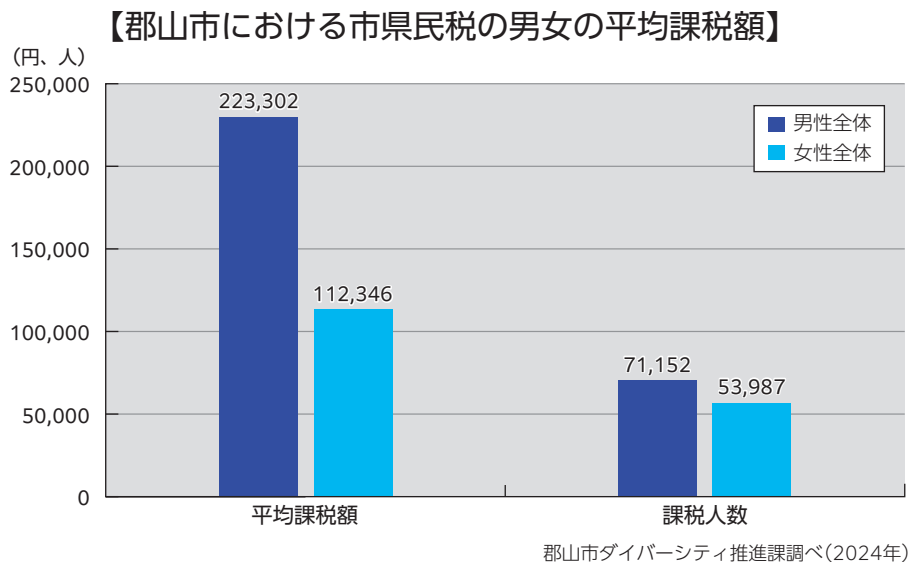
本市の審議会等における女性委員の登用率は、2019（令和元）年以降6年連続で上昇していますが、2024（令和6）年における女性委員の登用率は33.8%と目標とする40%には達していない状況です。あらゆる分野において女性が活躍する社会を目指す上では、意思決定機関等における女性の参画は重要な課題であり、今後も関係機関に対する男女共同参画意識の啓発・醸成に取り組む必要があります。

【審議会・委員会等の女性委員登用率】



(5) 男女別の課税状況

本市における2024（令和6）年の市県民税の課税状況をみると、男性の平均課税額が223,302円であるのに対し、女性の平均課税額112,346円と男性の約半分となっており、男女格差の解消に向けた、女性のエンパワーメントが必要な状況にあります。



(6) 「郡山市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果からみえる現状

【調査の概要】

男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、「第四次こおりやま男女共同参画プラン」策定に向けた基礎資料とするため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施しました。

年 度	2024(令和6)年度
調 査 対 象	市内在住18歳以上の男女 3,000人(男女各1,500人)
抽 出 数	住民基本台帳からの年代、地域を考慮した無作為抽出
調 査 方 法	郵送による配布及び回収、インターネットによる電子申請
調 査 期 間	2024(令和6)年7月29日～8月31日
回 答 率	33.1%

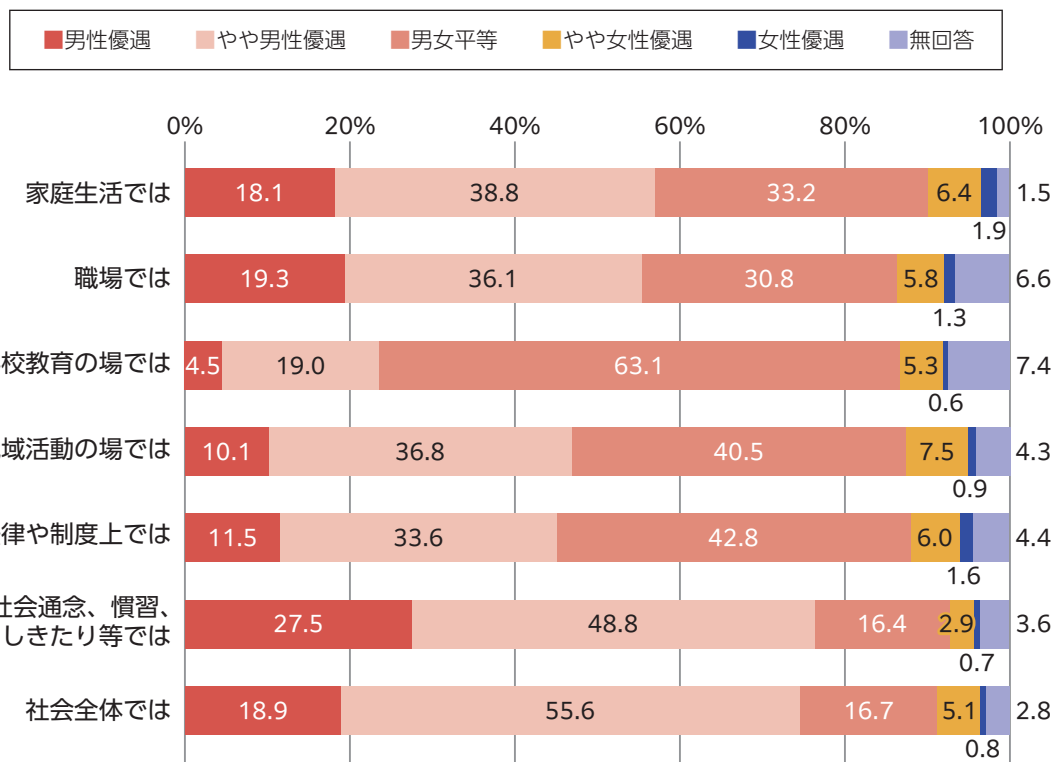
【調査結果の概要】

①男女平等意識について

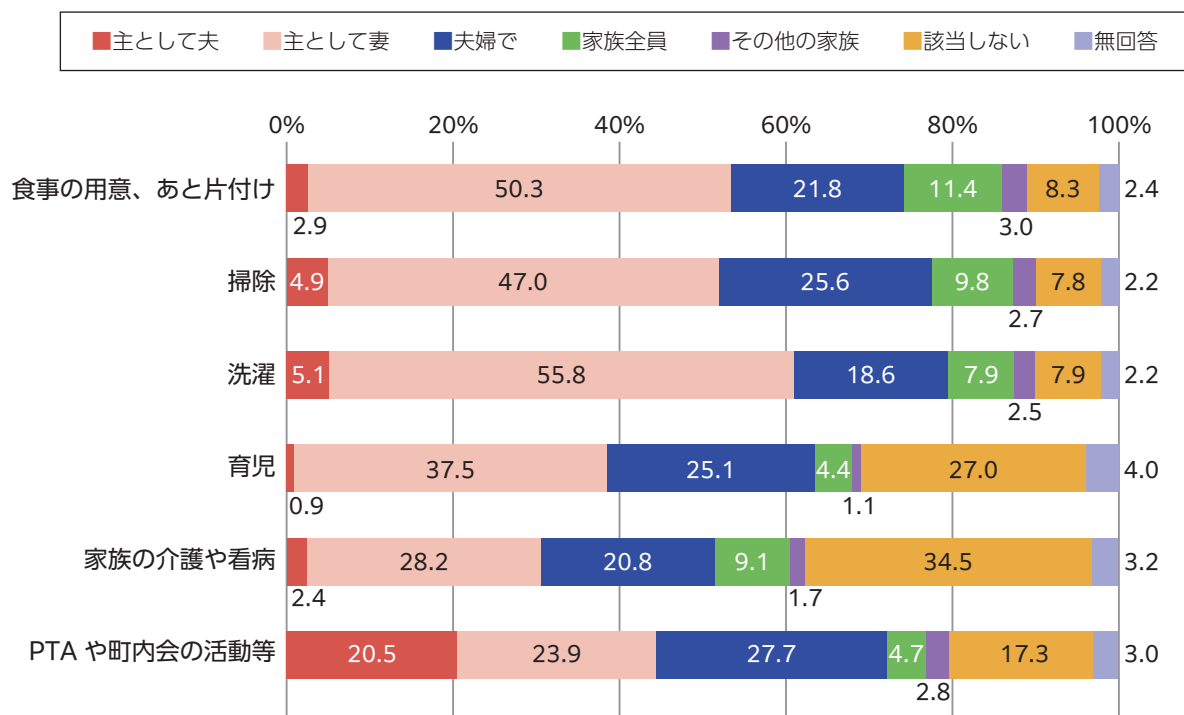
市民意識調査の結果によると、「男女平等」の分野では、「社会全体における男女の地位の平等感」に関する質問で約75%の人が「男性が優遇」又は「やや男性が優遇」されていると回答しています。

また、家庭生活等の役割分担についての質問では、家事・育児・介護等全ての項目で「主として妻」と回答している割合が高い結果となっており、依然として男女間の不平等感や男女間の固定的役割意識が根強いことが分かります。

「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「地域活動の場」、「法律や制度上」、「社会通念、慣習、しきたり等」の各分野及び「社会全体」における男女の地位の平等感について



家庭生活における家事等の役割分担について

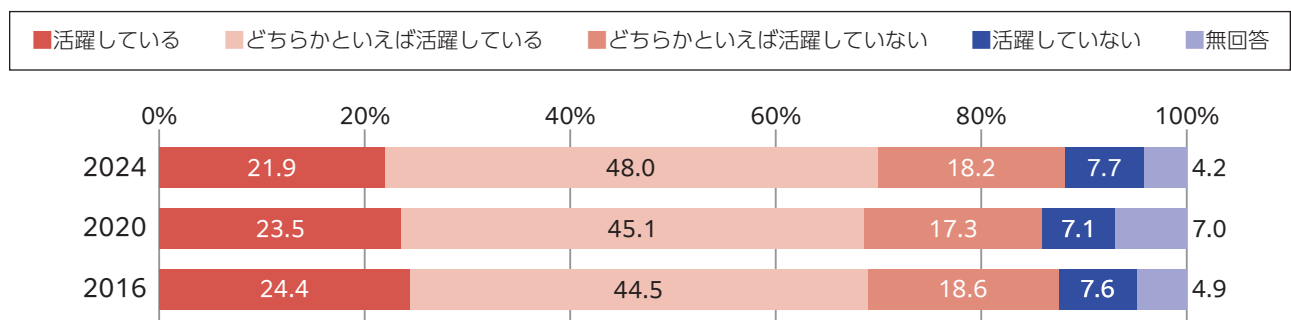


②女性活躍について

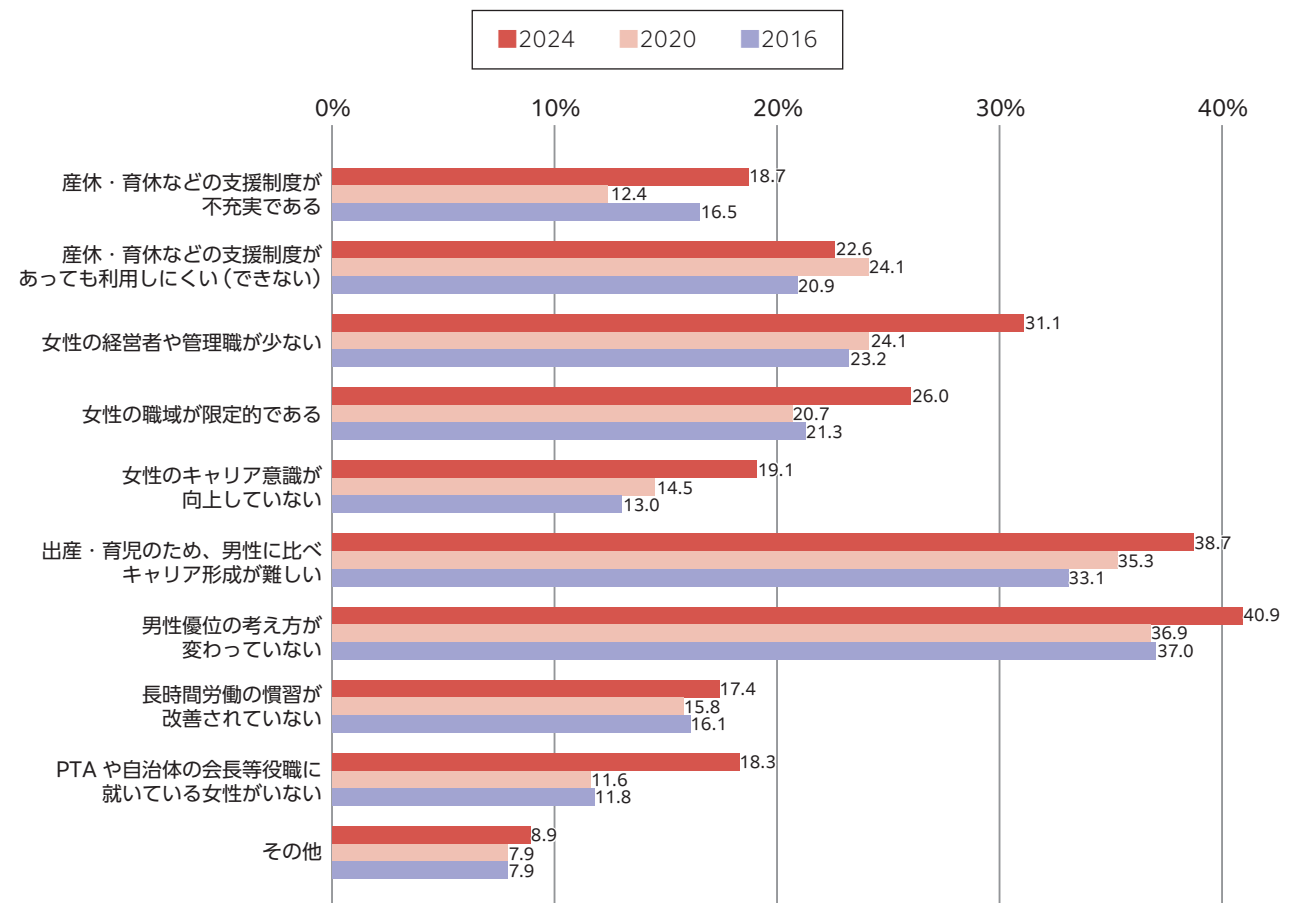
「女性活躍」の分野では、自身あるいは身近な女性が「活躍している」又は「どちらかといえば活躍している」と回答した割合が7割程度と高水準で推移している一方で、「女性活躍に必要なこと」や「女性が活躍していないと感じる理由」については、複数回答により多くの項目で前回、前々回の調査時より上昇しており、市民の「女性が活躍していると感じる基準」が上がっているものと考えられ、女性活躍についての意識が高まっているものと考えられます。

また、女性の就業状況を見ますと、女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブは解消されつつある一方で、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブが、全国的に課題となっており、現在の男女間賃金格差につながる要因のひとつと言われています。

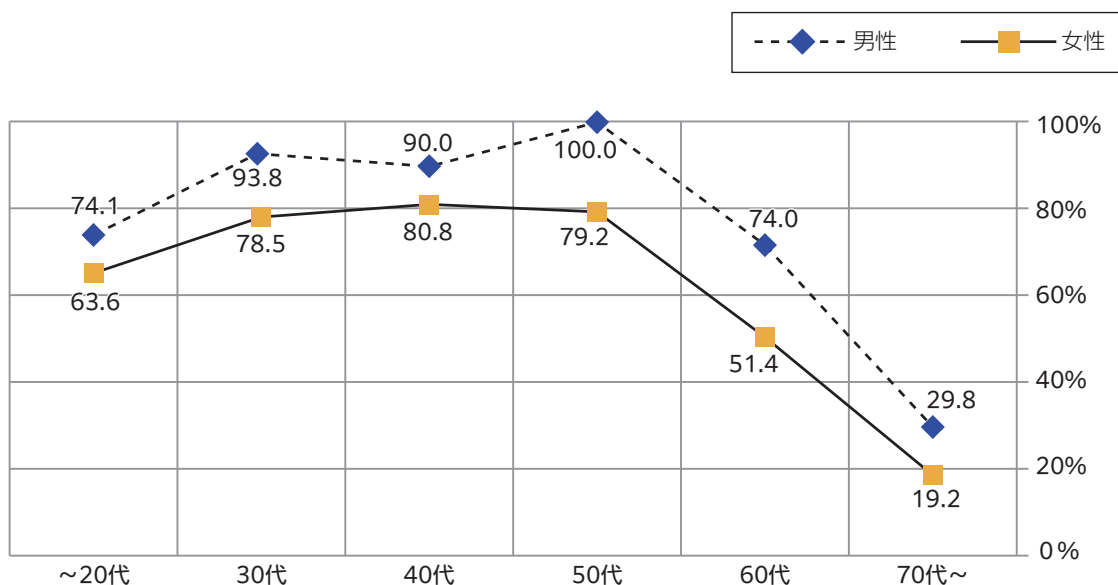
身近にいる女性は仕事や地域活動で活躍しているか



女性が活躍していないと感じる理由（複数回答）



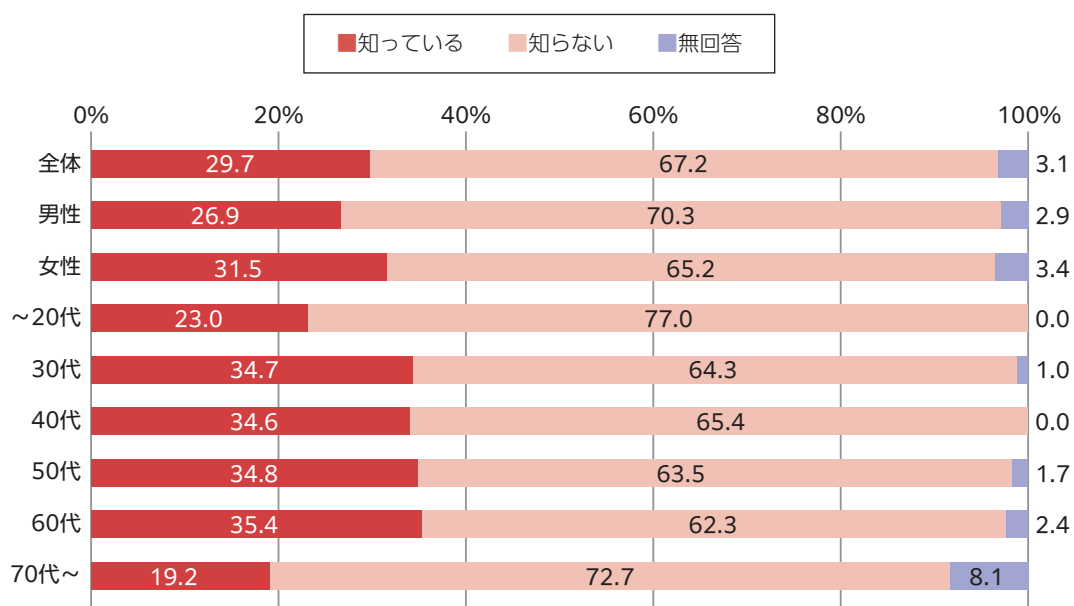
世代別、性別の就業状況



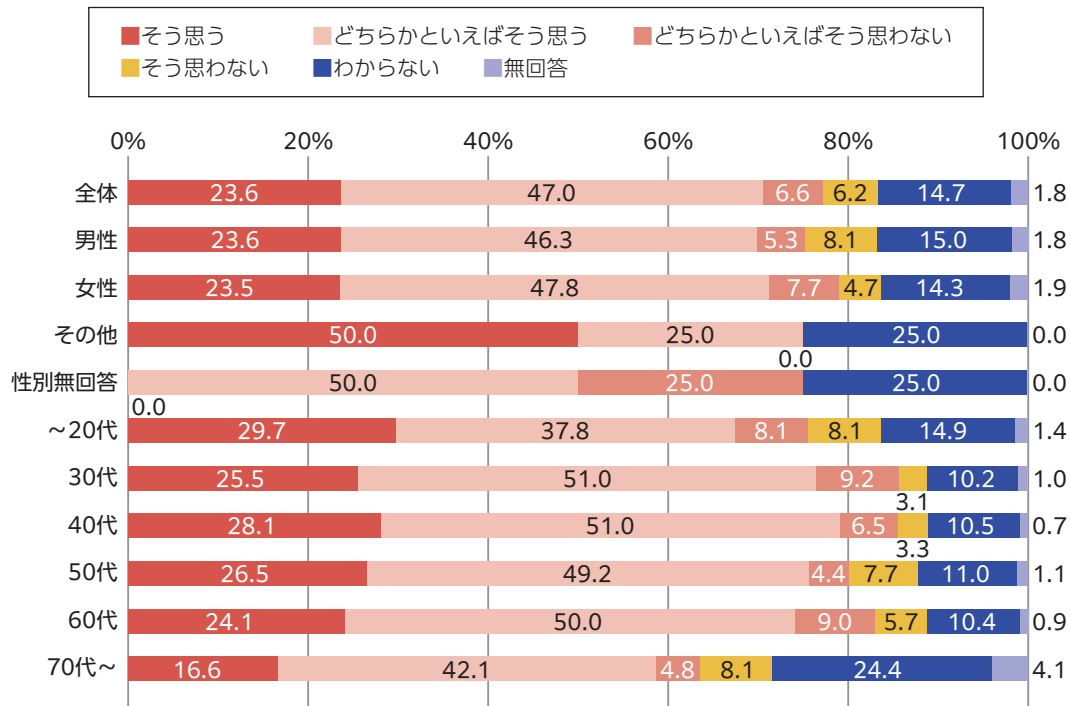
③人権について

「人権」の分野では、ハラスメントや、ストーカー、DV被害を「自分が受けた」と回答した人が前回調査時より増加傾向にある一方で、そのような人権侵害にあった時の相談窓口を知らないと回答した人が約7割に上ることや被害者の4割近くが相談できずにいるなど、周知や支援体制の面についての課題が見て取れます。

また、「性的マイノリティの方々について差別や偏見などにより生活しづらい社会だと思いますか」という質問に対しては、約7割の人が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という結果となりました。

セクハラ、パワハラ、ストーカー、DV等の被害にあった場合の
相談窓口の認知度について

性的マイノリティ（性的少数者）の方々にとって生活しづらい社会だと思うか

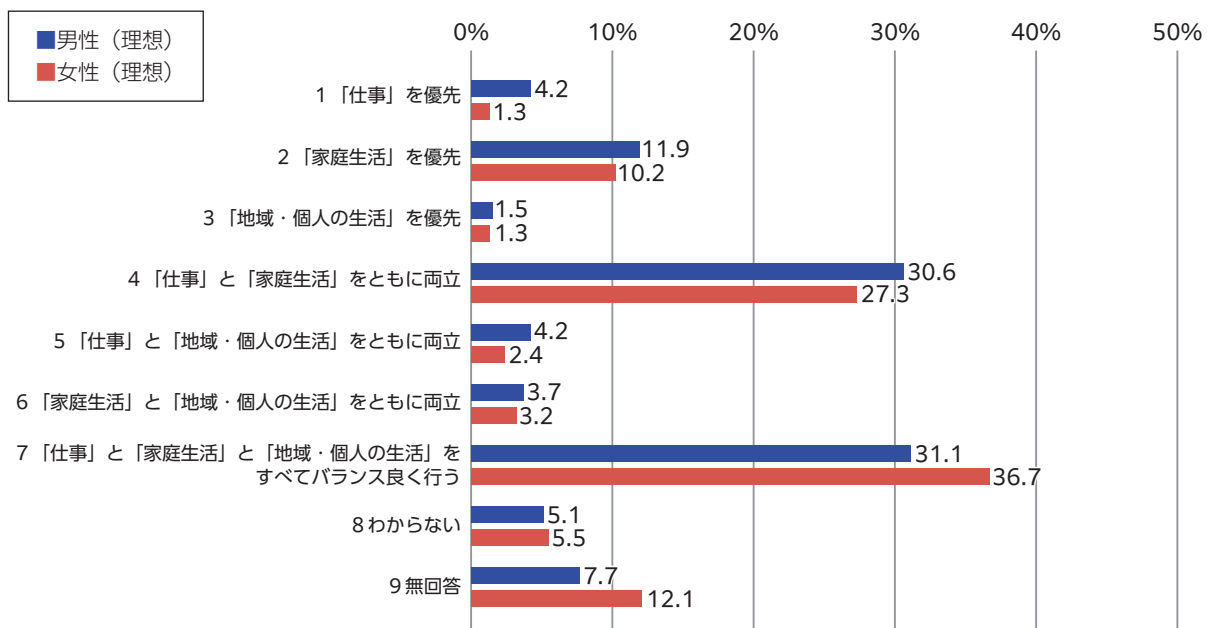


④男女の働き方と仕事と生活の調和について

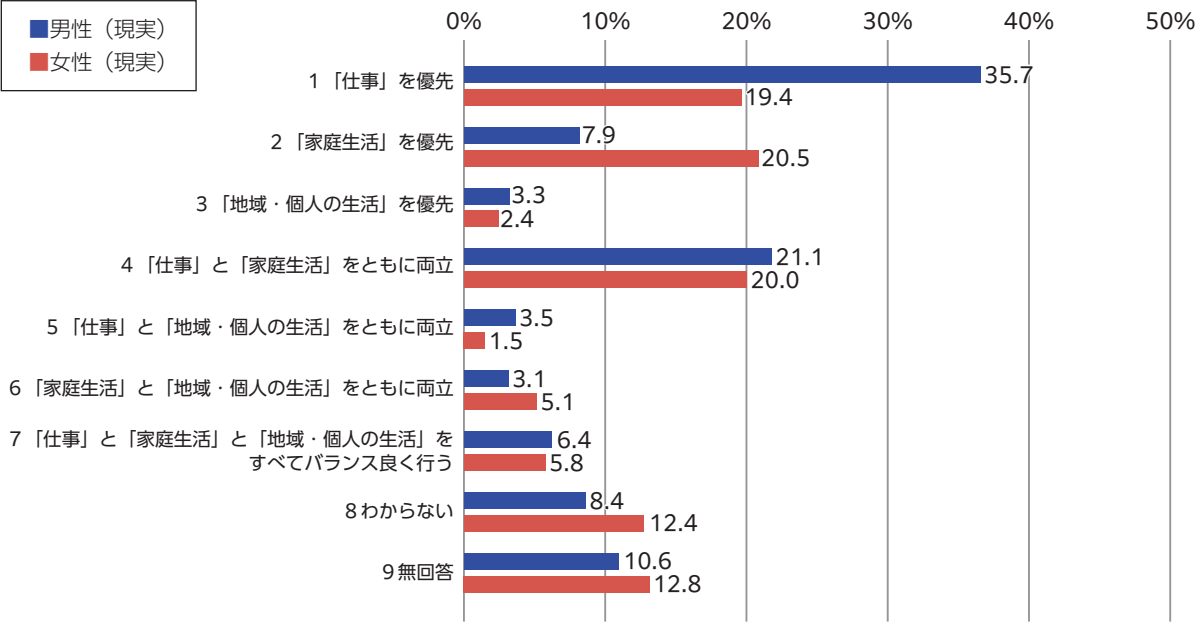
ワークライフバランスの面では、「働き方と仕事と生活」について、多くの方で、「すべてバランスよく行う」といった理想と現実とでは大きなギャップがあると回答しており、現実において、男性は「仕事優先」、女性は「家庭優先」という回答が最も多くなっています。

ワークライフバランスに関する理想と現実について

働き方と仕事と生活について＜理想＞



働き方と仕事と生活について＜現実＞



（7）「郡山市困難な問題を抱える女性への支援についてのアンケート」の結果からみえる現状

【調査の概要】

困難な問題を抱える女性への支援に関する市民の意識や実態を把握し、「第四次こおりやま男女共同参画プラン」策定に向けた基礎資料とするため、困難な問題を抱える女性への支援に関するアンケートを実施しました。

年 度	2024(令和6)年度
回 答 者	こおりやま広域圏を含む549人 (内訳…男性194人、女性352人、不明3人) (回答方法別内訳…オンライン回答467人、紙回答82人)
調 査 方 法	市公式HPのオンライン申請 ニコニコこども館、中央図書館、各種イベント会場等にアンケートを設置・回収
調 査 期 間	2024 (令和6)年9月20日～12月31日

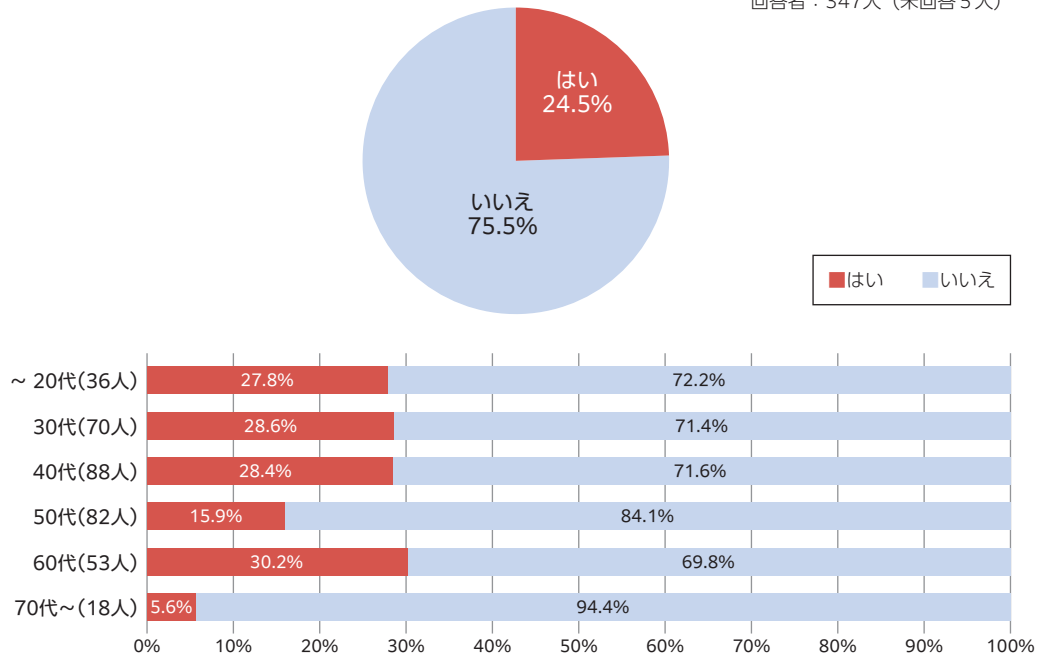
【調査結果の概要】

①困難な問題を抱える女性について

回答者自身が困難な問題を抱える女性だと思うと回答した人の割合が全体の24.5%であり、どの世代にも困難な問題を抱える女性は一定数おり、支援ニーズを有していることが分かります。

自身を困難な問題を抱える女性だと思うか

回答者：347人（未回答5人）



②女性の抱える困難な問題について

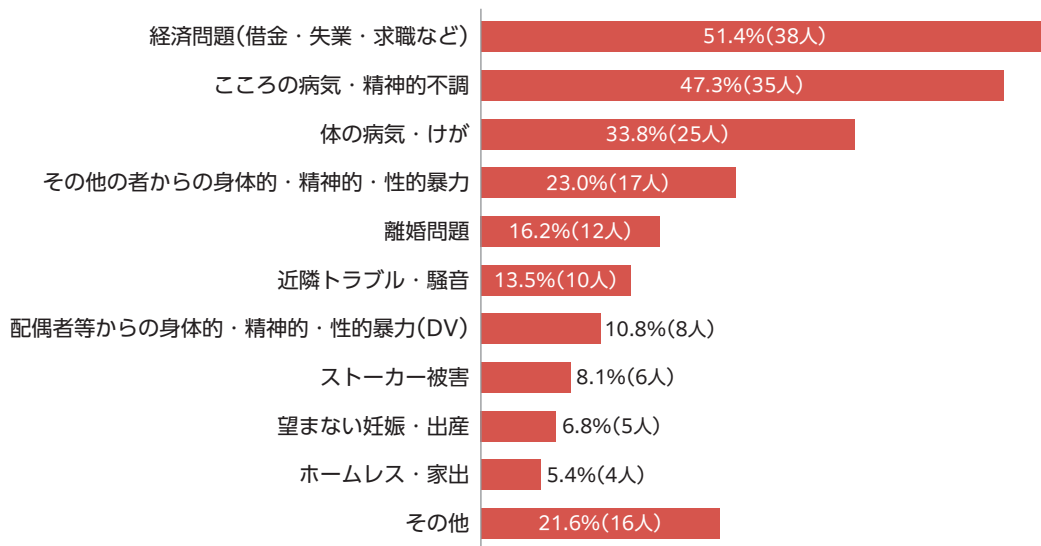
困難な問題を抱える女性自身の問題の内容について、多い順に「経済問題」、「こころの病気・精神的不調」、「体の病気・けが」となりました。

また、身近に困難な問題を抱える女性がいると回答した人のうち、その女性はどのような問題を抱えているかについては、多い順に「こころの病気・精神的不調」、「経済問題」、「体の病気・けが」となりました。

上位3つは同じ問題であり、経済的問題と健康面に不安がある人が多いことが分かります。

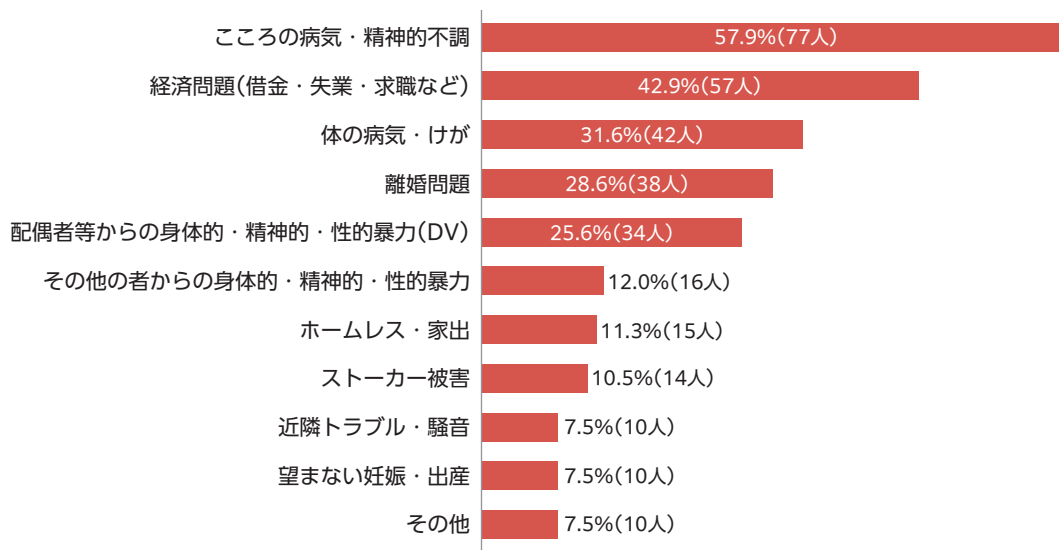
回答者自身が困難な問題を抱える女性だと思うと回答した人のうち、どのような問題をかかえているかについて

回答者：81人（未回答者4人） 複数回答可



身近に困難な問題を抱える女性がいると回答した人のうち、 その女性はどのような問題をかかえているかについて

回答者：549人 複数回答可



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

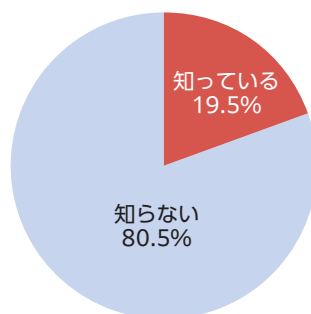
資料編

③郡山市における困難な問題を抱える女性の相談窓口について

困難な問題を抱える女性の相談窓口の認知度について、一定数は「知っている(19.5%)」と回答しましたが、「知らない(80.5%)」と回答した割合の方が多くなっています。

郡山市の困難な問題を抱える女性の相談窓口は こども家庭課(ニコニコこども館3階)であることを知っているか

回答者：549人

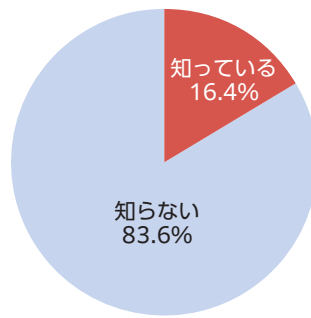


④郡山市における女性相談支援員の配置について

女性相談支援員とは、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う者です。「郡山市では、こども家庭課に女性相談支援員を配置し来所・電話相談業務に当たっていること」の認知度について、一定数は「知っている(16.4%)」と回答しましたが、「知らない(83.6%)」と回答した割合の方が多い結果となりました。

郡山市ではこども家庭課に女性相談支援員を配置し
来所・電話相談業務に当たっていることを知っているか

回答者：549人



第2章

計画の基本的な考え方

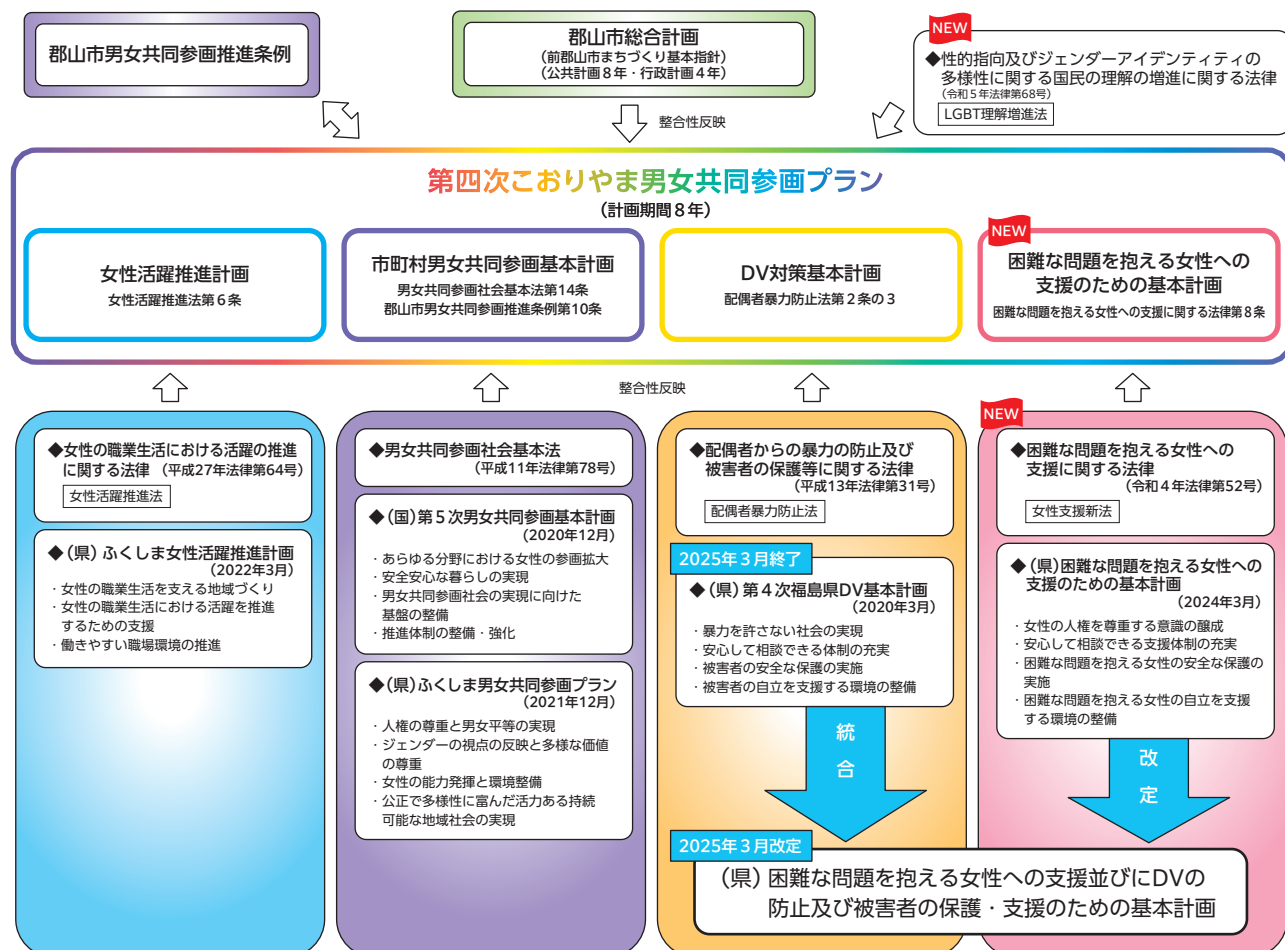


1 計画の位置付け

「郡山市総合計画」（前「郡山市まちづくり基本指針」）の部門計画で、2003（平成15）年に制定した「郡山市男女共同参画推進条例」第10条に規定する「男女共同参画の推進に関する基本計画」として位置付けをもつもので、1999（平成11）年に制定された「男女共同参画社会基本法」に規定する「市町村男女共同参画基本計画」の努力義務に対応した計画です。

また、2014（平成26）年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に規定する「DV対策基本計画」及び2015（平成27）年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に規定する「女性活躍推進計画」を兼ねる計画としています。

上記に加えて、第四次こおりやま男女共同参画プランでは、2022（令和4）年に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条に規定する「困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」を兼ねるほか、2023（令和5）年に制定された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」第5条に規定する地域の実情を踏まえた施策の策定及び実施を盛り込んだ計画としています。



2 基本理念

郡山市男女共同参画推進条例第3条で規定した「6つの基本理念」を本計画の基本理念とし、市民一人ひとりが性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野において平等な、豊かで活力ある「男女共同参画のまち 郡山」を目指します。

1 人権の尊重

男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。

2 すべての人男女の個性に応じた主体的な生き方への配慮

性別による固定的な役割を強制されることなく、男女が、自己の意志と責任により多様な生き方を選択できるよう配慮されること。

3 政策・方針決定過程への男女共同参画

あらゆる分野の政策・方針決定過程に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活と地域、職場、学校等の活動との両立

家庭生活における活動と地域、職場、学校等の活動を両立できるよう配慮されること。

5 生涯にわたる心身の健康

妊娠、出産その他の健康について、自らの意志が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

6 国際的協調

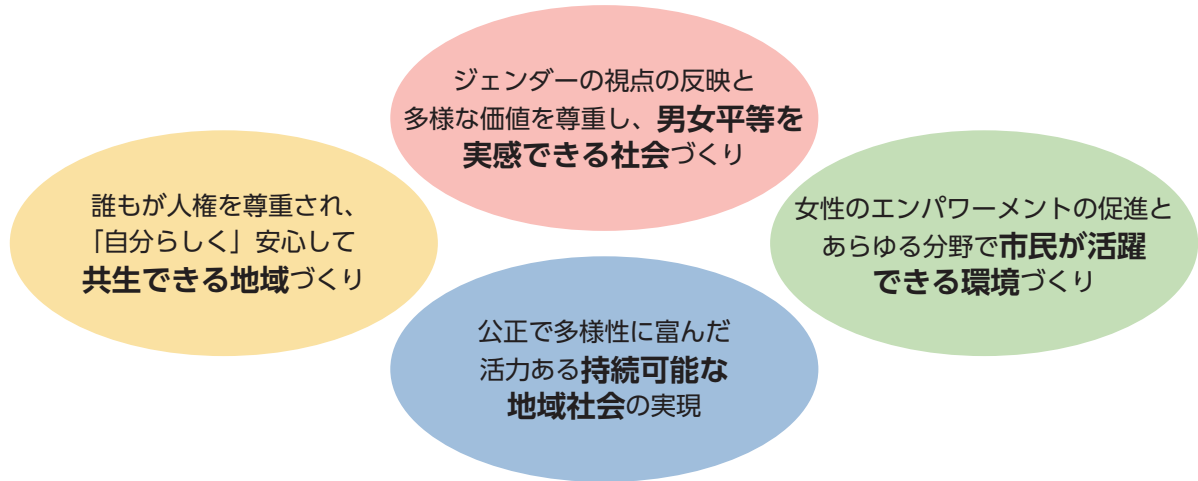
男女共同参画が、国際的な理解と協力の下に推進されること。



～郡山うねめまつり～
※郡山市国際交流協会のみなさんと参加

3 計画が目指す視点

本計画は、「男女共同参画のまち 郡山」を実現させるため、計画が目指す4つの視点を取り入れながら、4つの「基本目標」と、それを達成するための「施策の方向性」、「基本施策」で構成します。



●SDGs（エスディージーズ）

2015（平成27）年の国際サミットで決定した共通目標であり、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（2016（平成28）年）において、地方自治体の計画にSDGsの要素を反映することとされているため、本計画の推進がSDGsの達成に貢献することを明確に位置づけるため、基本目標ごとに関連するゴールを提示します。

●セーフコミュニティ

本計画の「基本目標5 安全・安心な暮らしの実現」の施策として、「（1）セーフコミュニティ活動の推進」を規定し、「事故やけがは原因を究明することで予防できる」という理念のもと、安全・安心に関わるさまざまな分野の垣根を越え、幅広い組織の協働、連携のもとでセーフコミュニティ活動を進めております。



4 計画の基本目標

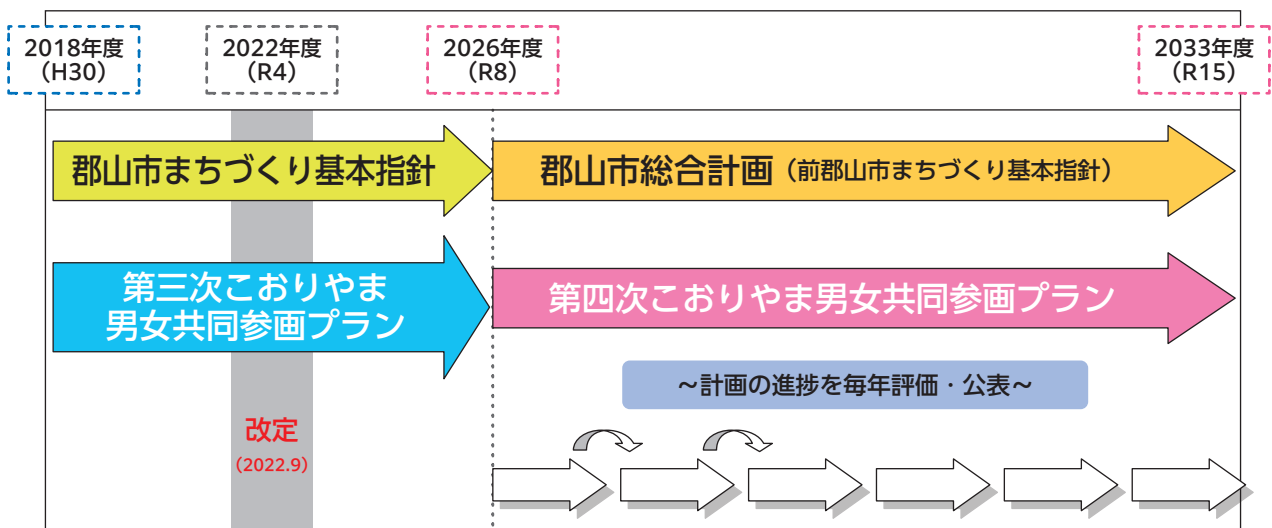
男女共同参画社会の形成を目指し、計画が目指す視点を施策展開につなげていくため、4つの基本目標を掲げ、それぞれの目標に対する課題及び施策の方向を明らかにしています。

基本目標1	人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現	     
基本目標2	あらゆる分野における女性の活躍の促進	 
基本目標3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	 
基本目標4	安全・安心な暮らしの実現	   

5 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度を初年度とする8年間とし、「郡山市総合計画」（前「郡山市まちづくり基本指針」）との整合を図り、2033（令和15）年度を目標としています。施策の成果や社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを図ります。

また、毎年の実施計画や事業評価は、「郡山市総合計画」（前「郡山市まちづくり基本指針」）の実施計画に合わせて行うものとし、男女共同参画の総合的な推進を図ります。

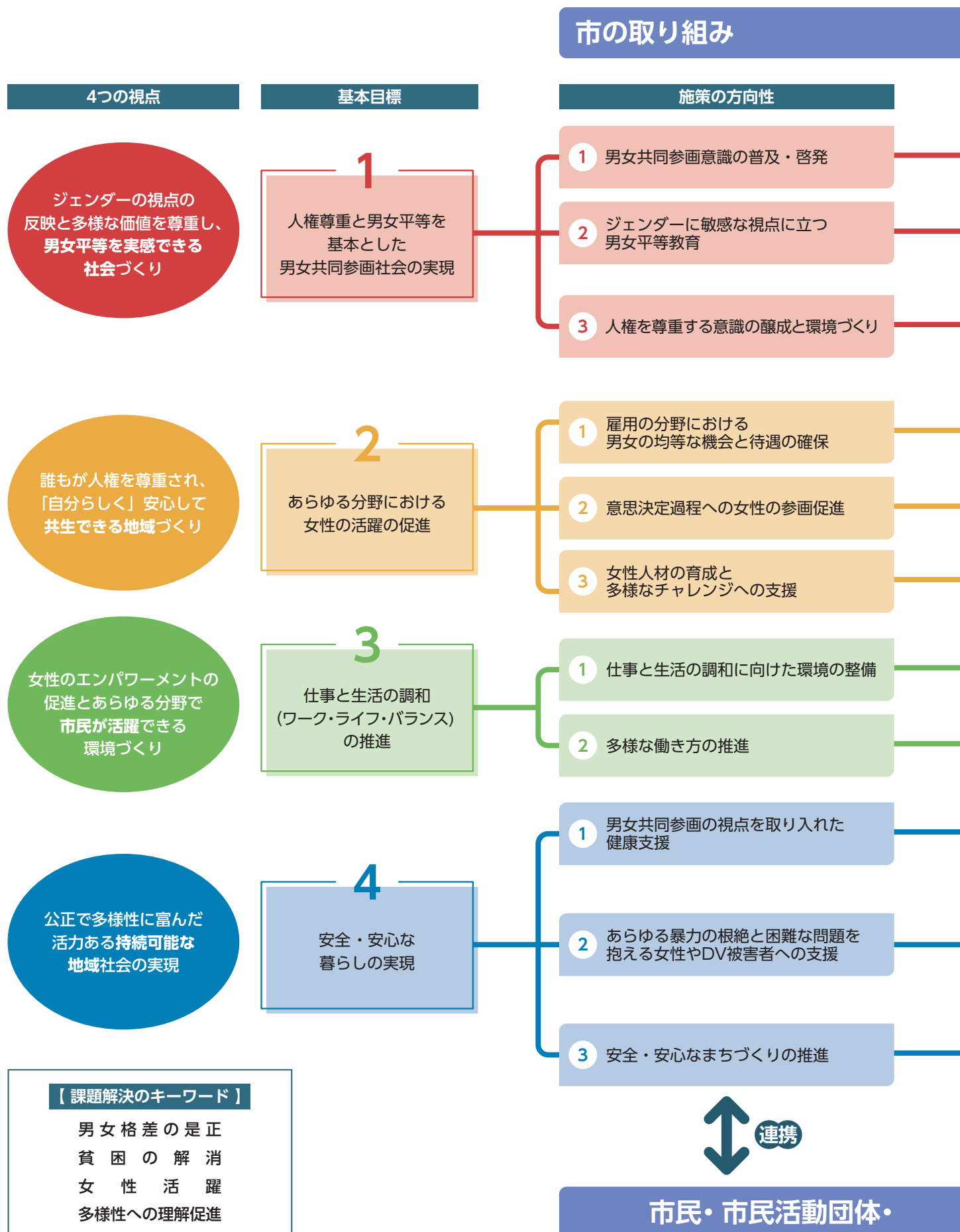


第3章

計画の体系



第四次こおりやま男女共同参画プランの体系図



計画期間：2026～2033年度

目指す方向性

基本施策

- (1) 男女共同参画の意識づくりの推進と広報
- (2) 男女共同参画センター（さんかくプラザ）の拠点機能の強化・利用促進
- (1) 男女平等の視点に立ったジェンダーにとらわれない教育の推進
- (2) 家庭・地域における学習機会の充実
- (1) 人権を尊重する意識の浸透と学習機会の充実
- (2) 国際人権規範等の取入れと国際理解・交流の推進
- (3) 性の多様性を尊重する社会への環境整備
- (1) 性別にかかわらず誰もが能力発揮・活躍できる環境づくり
- (2) 女性活躍推進法及び労働関係法令の周知・啓発
- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 企業・団体・地域における女性の参画拡大
- (1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成
- (2) 女性活躍のための環境整備や女性デジタル人材育成などの経済的自立の促進
- (1) 仕事と生活の調和の考え方の普及
- (2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大
- (1) 多様な働き方を認め、誰もが共同して働き続けるための環境づくり
- (2) ICT等を活用した新しい働き方、暮らしの普及
- (1) リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解促進
- (2) 生涯を通じた心と身体の健康づくり
- (1) ハラスメント防止対策の推進
- (2) 安心して相談できる支援体制の充実
- (3) 困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護と自立を支援する環境の整備
- (4) 女性等に対する暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及
- (1) セーフコミュニティ活動の推進
- (2) 女性の視点を取り入れた防災体制の整備



事業者・国・県・こおりやま広域圏の取り組み

男女共同参画のまち 郡山

選ばれるまち

暮らしの充実・笑顔になれるまち

経済の活性化

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第4章

基本目標別の内容



<指標について>

- ・基本指標 …………… 目標数値を設定し、取り組みの成果を測る指標
- ・モニタリング指標 …………… 状況を把握するための指標

基本目標1 人権尊重と男女平等を基本とした

基本目標1

人権尊重と男女平等を基本とした
男女共同参画社会の実現



基本目標2

あらゆる分野における
女性の活躍の促進



基本目標3

仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)の推進



基本目標4

安全・安心な暮らしの実現



男女共同参画社会の実現



現状と課題

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、これが「男女共同参画社会基本法」の理念の一つとなっています。男女共同参画社会は、すべての人々が互いの人権を尊重し合い、ともに社会を構成する一員としての自覚を持つことではじめて実現するものです。

市民一人ひとりが、性別にかかわらずお互いを認め合い、尊重するためには、家庭、地域学校、職場等あらゆる場において「男らしさ」「女らしさ」といった社会的につくられた性であるジェンダーに縛られることなく、「自分らしく」生きることができ、かつ、男女平等の意識を持って対等に社会に参画していくことが必要です。

また、近年、在住外国人の人口が国、県及び市において過去最高で推移しており、国際的水準での人権尊重がますます重要となっています。

性の分野においては、2023（令和5）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されており、多様な性のあり方への理解を促す取り組みもまた重要となっています。

市民意識調査による本市の現状は、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスにより男女間に意識格差があること、ハラスメントやDVなどの人権被害が増加傾向にあること、7割の方が性的マイノリティ（性的少数者）の方々が生活しづらい社会と考えていることなどから、男女共同参画や人権に関する意識の醸成、性的マイノリティ（性的少数者）の方々に対する理解増進など、ダイバーシティ（多様性）の視点を取り入れながら、誰もが自分らしく生き、能力を発揮できる、男女共同参画社会の実現に向けた更なる取り組みが必要です。



基本目標1 人権尊重と男女平等を基本とした

施策の方向性1 男女共同参画意識の普及・啓発

基本指標

項 目	現況値	目標数値 (2033年度)
広報誌等を用いた男女共同参画の広報・啓発の回数【ダイバーシティ推進課】	1回 (2024年度実績)	年10回
男女共同参画センターの会議室等の稼働率【ダイバーシティ推進課】	43.3% (2024年度実績)	80%
＜モニタリング指標＞ 「社会全体における男女の地位が平等である」と考える人の割合【ダイバーシティ推進課】	16.7% (2024年度市民意識調査)	—

基本施策1 男女共同参画の意識づくりの推進と広報

市民一人ひとりが、性別や固定的な役割分担意識にとらわれることなく、「自分らしく」その能力を発揮できる「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向け、「男女共同参画」に対する理解を深めるための学習機会の充実を図るとともに、その視点に立った社会制度や慣行の見直しにつなげていくための広報を積極的に行います。

具体的取組	担当課
男女共同参画に関する学習機会の提供及び啓発	ダイバーシティ推進課
男女共同参画推進のための広報	ダイバーシティ推進課
地域における女性学級等の開催	生涯学習課

基本施策2 男女共同参画センター（さんかくプラザ）の拠点機能の強化・利用促進

市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するため、本市の男女共同参画の拠点施設である「男女共同参画センター」の機能強化や事業内容の周知を行い、施設認知度や利用率の向上を図ります。

具体的取組	担当課
男女共同参画センター機能の強化	ダイバーシティ推進課
男女共同参画センターにおける学習機会の提供	ダイバーシティ推進課

男女共同参画社会の実現



施策の方向性 2 ジェンダーに敏感な視点に立つ男女平等教育

基本指標

項 目	現況値	目標数値 (2033年度)
学校や保育所等における男女平等教育を推進するための啓発回数【ダイバーシティ推進課】	0回 (2024年度実績)	年5回
男女共同参画出前講座「さんかく教室」の開催回数【ダイバーシティ推進課】	12回 (2024年度実績)	年20回
「家庭生活における男女の地位が平等である」と考える人の割合【ダイバーシティ推進課】	33.2% (2024年度市民意識調査)	50%

基本施策 1 男女平等の視点に立ったジェンダーにとらわれない教育の推進

男女平等の視点に立ったジェンダーにとらわれない教育を幼児期・学童期から行うことで、ジェンダーに敏感な視点の浸透を図ります。

具体的取組	担当課
学校や保育所等におけるジェンダーに敏感な視点の浸透	ダイバーシティ推進課 保育課 学校教育推進課
男女平等意識を高める学校教育の推進	学校教育推進課
男女共同参画の視点に立った進路指導の推進	学校教育推進課

基本施策 2 家庭・地域における学習機会の充実

男女平等の視点に立った生涯学習の大切さについての意識をさらに広めていくため、家庭・地域における多様な学習機会を選択できるよう各種講座の実施や情報提供の充実を図ります。

具体的取組	担当課
男女共同参画に関する地域や家庭での教育の推進	ダイバーシティ推進課 生涯学習課
男女共同参画を推進する人材の育成	ダイバーシティ推進課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本目標 1 人権尊重と男女平等を基本とした

施策の方向性 3 人権を尊重する意識の醸成と環境づくり

基本指標

項 目	現況値	目標数値 (2033年度)
人権意識を高揚するための啓発人数 【ダイバーシティ推進課】	5,250人 (2024年度実績)	5,500人
講座開催などによる性的マイノリティへの理解促進に向けた啓発人数【ダイバーシティ推進課】	704人 (2024年度実績)	1,000人
人権に関する研修会の内容の理解度 【ダイバーシティ推進課】	94% (2024年度実績)	90%以上
「性的マイノリティの方々にとって生活しづらい社会」と考える人の割合【ダイバーシティ推進課】	70.6% (2024年度市民意識調査)	50%
多文化共生に係る研修会、出前講座等の参加者数 【ダイバーシティ推進課】	250人 (2024年度実績)	550人

基本施策 1 人権を尊重する意識の浸透と学習機会の充実

基本的人権に対する正しい理解の浸透を図り、人権意識の高揚を図るため、学習機会の提供に努めるとともに、様々な機会や媒体を通じて、広報・啓発活動の充実を図ります。

具体的取組	担当課
人権意識の高揚を図るための広報・啓発活動の充実	ダイバーシティ推進課
人権に関する学習機会の提供	ダイバーシティ推進課
誰もが「自分らしく」生きることができる環境づくり	ダイバーシティ推進課 生涯学習課

基本施策 2 国際人権規範等の取入れと国際理解・交流の推進

国際水準での人権尊重意識の普及・啓発を図るとともに、男女共同参画の視点からも性別、国籍、民族などを問わず多様な文化を認め合い、相互に理解し合うことができるよう国際理解に関する学習機会を提供し、多文化共生の推進を図ります。

男女共同参画社会の実現



具体的取組	担当課
国際理解に関する学習機会の提供	ダイバーシティ推進課 中央図書館
多文化共生の推進	ダイバーシティ推進課

基本施策3 性の多様性を尊重する社会への環境整備

性自認や性的指向などの性に関する固定観念や偏見により、困難な立場に置かれている人々の人権が尊重されるよう、教育や啓発活動を推進し、誰もが人格と個性が尊重され、共生できる社会の実現を目指します。

具体的取組	担当課
性的マイノリティへの理解を促進するための啓発	ダイバーシティ推進課
学校教育における性教育の充実	学校管理課
命の大切さ、いじめの解消、性差別の解消などの教育の推進と就学支援対策	学校教育推進課
性別に関係なく快適に利用できる施設整備の推進	関係各課



基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍の

基本目標1

人権尊重と男女平等を基本とした
男女共同参画社会の実現



基本目標2

あらゆる分野における
女性の活躍の促進



基本目標3

仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)の推進



基本目標4

安全・安心な暮らしの実現



促進



現状と課題

すべての市民が、年齢や性別にかかわらず社会の対等な構成員として、お互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で一層活躍していくためには、職場、家庭、地域における男女共同参画を推進することが必要です。

2015（平成27）年には女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が公布され、国、地方公共団体、事業主それぞれが主体となって、男女の均等な雇用機会の確保や女性の意思決定過程への参画等に向けたさまざまな取り組みを行っています。

しかしながら、国ごとの男女格差の度合いを示す2025（令和7）年の「ジェンダー・ギャップ指数」による日本の順位は、148か国中118位であり、「教育」と「健康」の値はトップクラスですが、「政治参画」と「経済参画」の値は低い結果となっています。

市民意識調査による本市の女性の就業状況は、出産を契機に女性が非正規雇用化する傾向が見られ、この状況は全国的にも課題となっており、男女間賃金格差の是正に向けた取り組みが必要となっています。

また、政策や方針を決定する場における女性の参画促進についても、さまざまな分野において、男女の意見が等しく反映されることは非常に重要ですが、本市の現状は、「市の審議会、委員会等の女性委員登用率」で見ると3割程度であり、目標にはいまだ達していない状況です。

男女間の実質的な機会の平等の担保や、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していくためにも、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に共同して参画する機会の確保や女性の参画拡大の継続的な進展に向けた、なお一層の取り組みが必要です。



基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍の

施策の方向性1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

基本指標

項 目	現況値	目標数値 (2033年度)
市県民税の男女の平均課税額の差 【ダイバーシティ推進課】	110,956円 (2024年度課税)	男女の差を 5%減らす
男女共同参画推進事業者表彰の受賞者数(累計) 【ダイバーシティ推進課】	78事業者 (2024年4月1日現在)	100事業者

基本施策1 性別にかかわらず誰もが能力発揮・活躍できる環境づくり

あらゆる職域において、性別により差別されることなく、適正な評価のもと能力が発揮できる環境づくりをさらに推進します。

具体的取組	担当課
公共事業における女性の雇用促進	契約検査課
事業者への男女平等に関する啓発	ダイバーシティ推進課
学生等への男女均等な就職支援	産業雇用政策課

基本施策2 女性活躍推進法及び労働関係法令の周知・啓発

女性の活躍推進や労働条件の改善等を図るため、市ウェブサイト等を通じて、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児休業法等の法律の周知・啓発に努め、雇用環境のさらなる改善を推進します。

具体的取組	担当課
女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、最低賃金法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知・啓発の推進	契約検査課 ダイバーシティ推進課 産業雇用政策課

促進



施策の方向性 2 意思決定過程への女性の参画促進

基本指標

項 目	現況値	目標数値 (2033年度)
審議会・委員会等の女性委員登用率 【ダイバーシティ推進課】	33.8% (2024年4月1日現在)	40%
市職員の管理的地位に占める女性の割合【人事課】	18.4% (2024年4月1日現在)	未定
<モニタリング指標> 民間企業における管理職に占める女性の割合	—	—
<モニタリング指標> 町内会長等における女性の割合	7.4% (2024年7月1日現在)	—

基本施策 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策や方針を決定する場において、男女それぞれの意見が等しく反映されるよう、公的分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

具体的取組	担当課
市の女性職員の積極的な管理職登用	人事課
市の審議会、委員会などの政策・方針決定過程への女性の参画促進	ダイバーシティ推進課
市政への参画意識の啓発	広聴広報課 ダイバーシティ推進課

基本施策 2 企業・団体・地域における女性の参画拡大

企業・団体・地域などにおいて、ジェンダーに基づく役割分担などを解消し、すべての市民が性別にかかわらず参画できるよう、男女共同参画意識のさらなる普及、啓発に努めます。

具体的取組	担当課
協働のまちづくり推進事業	市民・NPO活動推進課
ジェンダーに基づく役割分担の見直し	ダイバーシティ推進課
事業者等に対する男女共同参画の普及・啓発	ダイバーシティ推進課

基本目標 2



あらゆる分野における女性の活躍の促進

施策の方向性 3 女性人材の育成と多様なチャレンジへの支援

基本指標

項 目	現況値	目標数値 (2033年度)
創業支援事業計画に基づく女性の支援者数(累計) 【産業雇用政策課】	2,333人 (2024年度までの実績)	2,500人
20～40代の女性の就業割合【ダイバーシティ推進課】	75.8% (2024年度市民意識調査)	80%
I C T 関連講座の受講者の理解度	—	80%

基本施策 1 あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

女性があらゆる分野に参画し、責任を担うことができるよう、女性に対する学習機会を提供し、リカレント教育や就労促進に向けた支援を推進するとともに、各々のライフスタイルにあった多様なチャレンジを支援します。

具体的取組	担当課
女性のエンパワーメントやキャリアアップ意識の向上	ダイバーシティ推進課 産業雇用政策課
女性の創業支援の推進	産業雇用政策課
女性人材育成のための学習機会の提供	人事課 ダイバーシティ推進課

基本施策 2 女性活躍のための環境整備や女性デジタル人材育成などの経済的自立の促進

女性の活躍と経済的自立が促進されるよう、D X の活用など結婚、出産を経ても働き続けることができる環境の整備や女性のデジタルスキル習得をはじめとした就労継続のための学習機会の提供・支援をします。

具体的取組	担当課
女性の就労継続を支援するための情報提供の充実	ダイバーシティ推進課
女性デジタル人材育成のための学習機会の提供	ダイバーシティ推進課
女性の再就職など就労促進に向けた支援	産業雇用政策課

基本目標3



仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

基本目標1

人権尊重と男女平等を基本とした
男女共同参画社会の実現



基本目標2

あらゆる分野における
女性の活躍の促進



基本目標3

仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)の推進



基本目標4

安全・安心な暮らしの実現



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本目標3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・

現状と課題

仕事は、暮らしを支えるために必要なものであり、個人にとって生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、介護、地域でのつながりなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、それぞれの充実があってこそ、一人ひとりの暮らしが豊かなものになります。

2007（平成19）年策定の「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義しており、関係者である企業、働く者、国、地方公共団体は、同時に策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、各々の立場で果たすべき役割に取り組んでいるところです。

しかしながら、市民意識調査による本市の現状は、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実には大きな開きがあることから、市民一人ひとりが生きがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活においても参画することができるよう、その両立を支援するとともに、各々の現実が一步でも理想に近づけることができるよう仕事と生活の調和の推進を積極的に図っていく必要があります。

施策の方向性1 仕事と生活の調和に向けた環境の整備

基本指標

項 目	現況値	目標数値 (2033年度)
仕事と生活の調和に関する理想の回答と現実の回答の差【ダイバーシティ推進課】	28.0% (2024年度市民意識調査)	10%以内
市の男性職員の2週間以上の育児休業取得率【人事課】	76.9% (2024年度実績)	85%
国基準待機児童数【保育課】	78人 (2025年3月31日現在)	30人
認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会参加団体数【地域包括ケア推進課】	126団体 (2024年4月1日現在)	150団体
<モニタリング指標> 郡山市内の事業所における男性の育児休業取得率	—	—

バランス)の推進



基本施策 1 仕事と生活の調和の考え方の普及

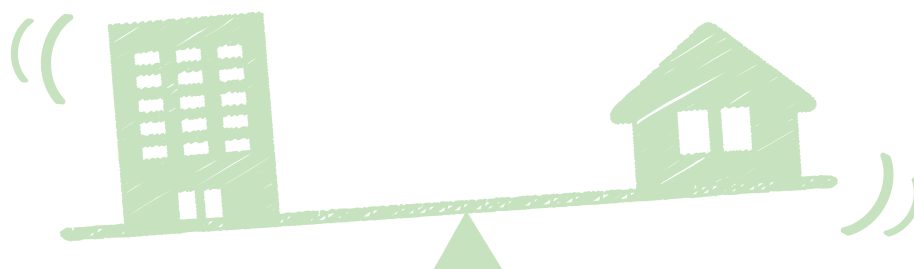
市民一人ひとりが、豊かで充実した生活を実感できるよう、市が率先して、仕事と生活の調和の考え方の普及に努め、家庭における男女共同参画を推進します。

具体的取組	担当課
仕事と生活の調和を推進するための普及・啓発	人事課 ダイバーシティ推進課 産業雇用政策課
男性に家事、育児、介護等の参画を促進するための啓発	ダイバーシティ推進課

基本施策 2 育児・介護にかかる社会的支援の拡大

仕事と生活の調和の推進を図るため、育児、介護休業が取得できる環境づくりと取得後の職場復帰がしやすい環境整備を推進するとともに、仕事と育児、介護(ダブルケアを含む。)の両立のため、子育て支援及び介護支援の充実を図ります。

具体的取組	担当課
地域、職域における子育て支援の充実	産業雇用政策課 ダイバーシティ推進課 保育課 中央図書館 中央公民館
安心して介護できる環境づくりの推進	産業雇用政策課 健康長寿課 地域包括ケア推進課 介護保険課



基本目標3



仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向性2 多様な働き方の推進

基本指標

項 目	現況値	目標数値 (2033年度)
多様な働き方に関する情報提供・啓発実施事業所数【産業雇用政策課、ダイバーシティ推進課】	3,000件 (2024年度実績)	年3,500件

基本施策1

多様な働き方を認め、誰もが共同して働き続けるための環境づくり

性別や年齢にかかわらず、誰もが自分の意思によって多様な働き方が、選択できるよう普及啓発に努めます。

具体的取組	担当課
事業主等に対する情報提供・啓発（経営者等の意識改革）	産業雇用政策課
男性の意識と職場風土の改善促進等、女性の職域拡大の推進	ダイバーシティ推進課

基本施策2

ICT等を活用した新しい働き方、暮らしの普及

仕事と生活のバランスを改善するため、ICTを活用したテレワークの導入など、新しい働き方、暮らしの普及啓発に努めます。

具体的取組	担当課
多様な働き方に関する情報提供と普及促進支援	産業雇用政策課 ダイバーシティ推進課

基本目標 4

安全・安心な暮らしの実現



基本目標 1

人権尊重と男女平等を基本とした
男女共同参画社会の実現



基本目標 2

あらゆる分野における
女性の活躍の促進



基本目標 3

仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)の推進



基本目標 4

安全・安心な暮らしの実現



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本目標4 安全・安心な暮らしの実現

現状と課題

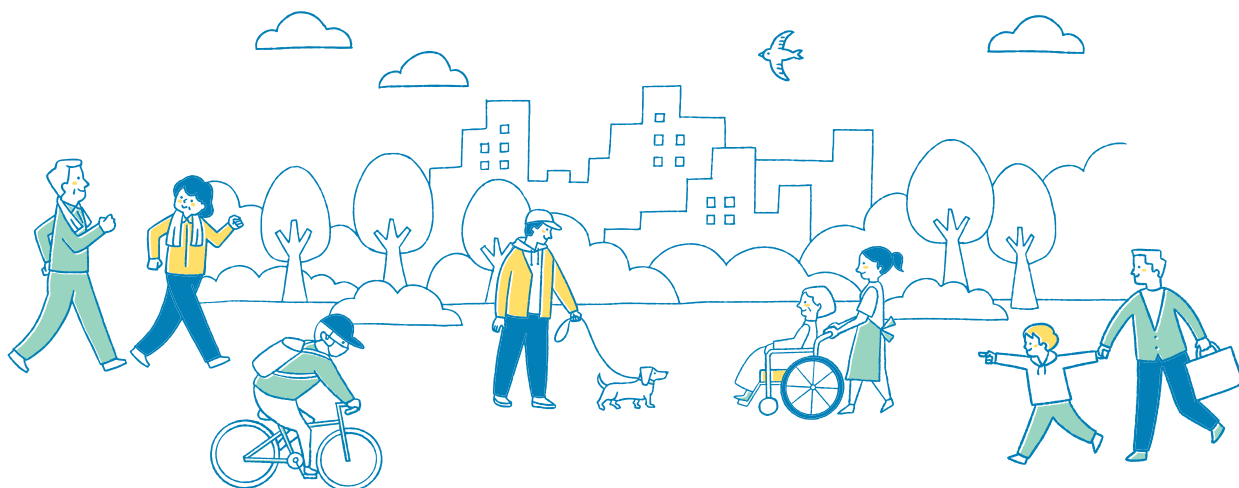
生涯を通じて、安全に安心して暮らせる環境づくりは、市民生活において大変重要なことであり、生涯にわたり健康で生きいきと暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが大切です。男性も女性もお互いの身体的特質を理解、尊重し合って生活することは、男女共同参画社会の前提となるものです。特に、女性は妊娠・出産、女性特有の疾患を経験することや、「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」における女性の自己決定権の尊重など、性差に応じた留意が必要となります。

また、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、国は、2024（令和6）年4月に困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目的として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を施行しました。本市においても、支援を必要とする女性がどの世代にも一定数いることなどから、新たな法の下、困難な問題を抱える女性への支援について取り組みを進めていく必要があるとともに、女性の人権侵害の背景にあるとされる男女の固定的性別役割分担意識や社会的地位の格差などの解消に向けた取り組みも必要です。

さらには、あらゆるハラスメントや児童、障がい者、高齢者に対する虐待についても、解決しなければならない暴力であり、未然防止と根絶に向けた取り組みを進めていかななくてはなりません。

また、近年、地球温暖化による気候変動や地震等の自然災害などが頻発化していることから、東日本大震災での経験を活かし、防災における男女共同参画や女性の視点を積極的に取り入れ、性別や性自認にかかわらず、すべての市民が安心できる防災体制を推進していくことも大切です。

本市では、2017（平成29）年度にセーフコミュニティの認証を取得し、また、2019（令和元）年度にはSDGs 未来都市に選定されていることから、より一層、安全・安心な暮らしの実現に向けた取り組みを推進するとともに、今後についても、社会状況の変化に注視しながら、各施策で柔軟な対応や支援を継続する必要があります。





施策の方向性 1 男女共同参画の視点を取り入れた健康支援

基本指標

項 目	現況値	目標数値 (2033年度)
思春期保健事業を実施した中学校の数 【こども家庭課、保健所保健・感染症課】	17校	22校
心と身体の健康に関する講座の受講者数 【ダイバーシティ推進課、保健所保健・感染症課】	224人 (2024年度実績)	300人

基本施策 1 リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理解促進

リプロダクティブ・ヘルス・ライツについての意識の浸透を図るため、性についての正しい知識や認識を深めるための学習機会の提供に努めるとともに、学校教育においても正しい知識を身につけるための性教育の充実を図ります。

妊娠、出産に関する女性の自己決定権についても、正しく理解が進むよう情報提供を進めます。

具体的取組	担当課
性について正しい知識や認識を深めるための学習機会の充実	ダイバーシティ推進課 保健所保健・感染症課 中央図書館
学校における性教育の充実【再掲】	学校管理課
思春期保健事業の充実	保健所保健・感染症課 こども家庭課

基本施策 2 生涯を通じた心と身体の健康づくり

市民の健康の保持増進のため、各世代のライフステージに合わせた健全な食生活の実践や正しい生活習慣の習得を図るため、健康教室等での周知啓発に努めるとともに、放射線の見える化等による情報提供をはじめ、ストレスの解消や心の健康に目を向け、意識啓発と相談体制の充実を図ります。

また、健康寿命の延伸のため、個々の体力に応じた運動やレクリエーション等の普及啓発にも取り組みます。

基本目標4 安全・安心な暮らしの実現

具体的取組	担当課
健康の保持増進に関する情報提供の充実	健康長寿課 保健所健康づくり課
心の健康づくり	保健所保健・感染症課
運動、レクリエーションの普及啓発	スポーツ振興課 生涯学習課

施策の方向性2

あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援

基本指標

項 目	現況値	目標数値 (2033年度)
パワハラ、ストーカー等の被害にあった場合の相談窓口を知っている人の割合【ダイバーシティ推進課】	29.7% (2024年度市民意識調査)	50%
パワハラ被害にあったことがあると答えた人の割合【ダイバーシティ推進課】	22.0% (2024年度市民意識調査)	10%以内
DV防止に向けた広報・啓発の回数【ダイバーシティ推進課、こども家庭課】	2回 (2024年度実績)	年10回
DV被害を受けたことがあると答えた女性の割合【ダイバーシティ推進課】	9.6% (2024年度市民意識調査)	5.0%以内
ひとり親家庭に対する各種支援制度の情報提供の実施回数【こども家庭課】	6回 (2024年度実績)	年6回
困難を抱える女性やDV被害者への支援に関する広報・意識啓発件数【ダイバーシティ推進課】	—	2回

基本施策1 ハラスメント防止対策の推進

職場、地域、学校などにおけるパワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメントを防止するための広報活動を推進するとともに、被害者を支援し、総合的な解決を図るため、相談体制の充実を図ります。



具体的取組	担当課
ハラスメント防止のための広報、啓発活動の充実	ダイバーシティ推進課
男女共同参画センターにおける相談体制の充実	ダイバーシティ推進課
ハラスメント防止対策の推進	職員厚生課 産業雇用政策課 ダイバーシティ推進課

基本施策2 安心して相談できる支援体制の充実

困難な問題を抱える女性やDV被害者が安心して相談できるよう相談窓口の周知に努めます。また、関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性やDV被害者に対する適切な相談・対応ができる体制づくりに努めます。

具体的取組	担当課
女性相談支援員による支援	こども家庭課
配偶者暴力相談支援センターでの支援	こども家庭課
支援調整会議の設置	こども家庭課

基本施策3 困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護と自立を支援する環境の整備

困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全確保を図るため、関係機関と情報の共有と情報管理の徹底に努めるとともに、自立に向けては様々な課題を有していることから、関係機関と連携し、自立した生活につなげていくように努めます。

また、犯罪被害者等への支援体制の強化を図り、途切れない支援の提供を行います。

具体的取組	担当課
困難を抱える女性やDV被害者への支援に関する広報・意識啓発の充実	ダイバーシティ推進課 こども家庭課
困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護	こども家庭課
保護命令制度等司法手続きについての支援	こども家庭課
困難な問題を抱える女性やDV被害者の自立支援	こども家庭課
生活困窮世帯の支援と子どもの貧困対策の充実	保健福祉総務課 こども総務企画課 学校教育推進課

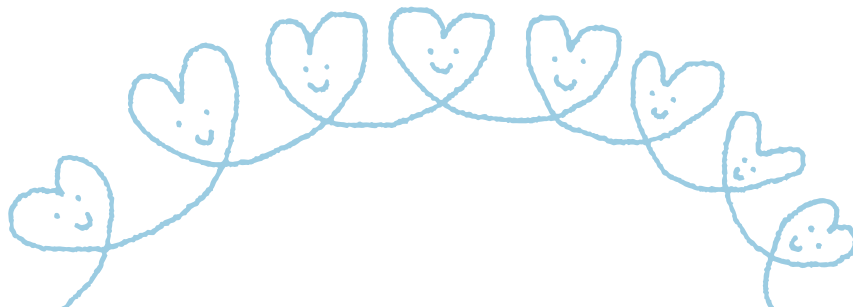
基本目標4 安全・安心な暮らしの実現

具体的取組	担当課
ひとり親家庭に対する支援策の充実・強化	こども家庭課
ひとり親家庭の自立に向けた支援	保健福祉総務課 こども家庭課
各種子育て支援制度の利用促進	こども総務企画課 子育て給付課 こども家庭課 保育課
子育てに関する情報及び学習機会の提供	保健福祉総務課 こども家庭課 生涯学習課
犯罪被害者等への支援	ダイバーシティ推進課

基本施策4 女性等に対する暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及

女性に対する暴力や児童、高齢者、障がい者等に対する虐待の未然防止及び根絶に向けた正しい理解を普及させるため、広報・啓発活動の充実を図ります。

具体的取組	担当課
DV防止に関する広報・意識啓発の充実	ダイバーシティ推進課 こども家庭課
若い世代に対するDV防止の啓発強化	ダイバーシティ推進課 こども家庭課
家庭内等における虐待の防止	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 こども家庭課





施策の方向性3 安全・安心なまちづくりの推進

基本指標

項 目	現況値	目標数値 (2033年度)
セーフコミュニティの認知度【セーフコミュニティ課】	46.7% (2024年度セーフコミュニティ市民意識調査)	50%
郡山市防災会議の女性委員の割合【防災危機管理課】	14.0% (2024年4月1日現在)	16%以上

基本施策1 セーフコミュニティ活動の推進

「事故やけがは原因を究明することで予防できる」という理念のもと、安全・安心に関わるさまざまな分野の垣根を越え、幅広い組織の協働、連携のもとでセーフコミュニティ活動を市民総参加により進めていきます。

具体的取組	担当課
セーフコミュニティの理念に基づいたまちづくりの推進	セーフコミュニティ課
安全なまちづくりに向けた施設、環境整備の推進	セーフコミュニティ課 5 R 推進課 道路保全課

基本施策2 女性の視点を取り入れた防災体制の整備

安全・安心の防災体制を確立するため、災害時に男性と女性では受ける影響に違いが生じることに配慮し、誰もが安心して避難できるよう防災に女性の視点を取り入れるとともに、防災体制における男女共同参画の推進を図っていきます。

具体的取組	担当課
女性消防団員の育成	防災危機管理課
女性の視点を取り入れた避難所開設マニュアルの整備	防災危機管理課

第5章

計画の推進及び連携体制



1 計画の推進体制

(1) 郡山市男女共同参画審議会

郡山市男女共同参画審議会は、郡山市男女共同参画推進条例第22条に基づき設置された附属機関です。市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本事項及び重要事項を調査審議するほか、男女共同参画基本計画の策定や計画に基づき実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、意見を述べることなどをその役割としています。



～郡山市男女共同参画審議会～

(2) 郡山市男女共同参画庁内推進会議

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、あらゆる分野にわたる全庁的な取り組みが必要であることから、市民部長を会長、市民部次長を副会長とし、各部局次長等で構成する「郡山市男女共同参画庁内推進会議」において、各部局の現状や課題等を共有し、「こおりやま男女共同参画プラン」の策定や年度毎の計達成状況や次年度の計画、新たな課題等について協議を行い、男女共同参画の施策の総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。

○所掌事務

- ・ こおりやま男女共同参画プランの策定・進行管理に関すること
- ・ その他男女共同参画の推進に関し必要なこと

【会長・副会長】
市民部

【委員】

総務部	文化スポーツ観光部	農商工部	教育総務部
政策開発部	環境部	建設構想部	学校教育部
財務部	保健福祉部	都市構想部	選挙管理委員会事務局
税務部	こども部	上下水道局	農業委員会事務局

(3) 推進拠点施設「郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）」

2002(平成14)年4月に設置した郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）は、市民一人ひとりが性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野において平等な、互いに責任を分かち合う、豊かで活力ある「男女共同参画のまち郡山」の実現を目指すための拠点施設であり、男女共同参画推進の活動をする皆様に支援します。

「さんかくプラザ」は、男女共同参画センター愛称を市民から公募して決定したものです。



～郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）～



～郡山市男女共同参画フェスティバル2025～
(講演：古市憲寿氏)

(4) 市民団体、事業者との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、自主的活動を行う市民団体やグループ等を支援・育成し、連携を図るとともに、ネットワーク化を進めます。

また、男女共同参画社会実現には、事業者が担う役割が大きいことから、事業者における積極的な取り組みを推進し、事業者との連携を図ります。

本市では、平成27（2015）年9月に施行された「女性活躍推進法」に基づき、あらゆる分野における女性の活躍を推進するため、多種多様な団体等が情報交換を行うことにより相互に連携を図り、女性の活躍の推進を加速することを目的として「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」を設立しました。「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」では、地域経済団体、賛同事業者、保健医療機関、教育関係、NPO法人、官公庁、こおりやま広域圏の市町村等による意見交換会や勉強会等を通して、情報共有や連携を図り、男女共同参画や女性活躍推進に関する理解の増進や意識の醸成を図ります。



～こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議～

(5) 国・県等関係機関との連携

計画を推進するにあたっては、国・県等との連携強化に努めるとともに、他の自治体との交流や情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。

本市では、理工系分野に進学する女子学生の皆さんを応援する内閣府男女共同参画局の取組み「理工チャレンジ(通称リコチャレ)」の関連事業として小学生高学年と中学生の女子児童及びその保護者を対象とした「理工系女子支援事業」実施しています。



参加者募集！ (令和6年度理工系女子支援事業)

**目指せ！理工系女子
思い描こう！私の未来！！**

～お菓子の家づくりをとおして、建築士の仕事を体験しよう～

1 開催日時 令和6年8月4日(日) 13:30～16:00

2 会場 郡山市役所本庁舎2階 正庁(郡山市朝日一丁目23番7号)

3 対象者 小学5・6年生の女子または中学生女子と保護者
※市内に在住及び在学の方に限ります。
将来について考えるきっかけとなる体験教室ですので、保護者の方も一緒にご参加ください。

4 定員 40組(対象のお子さん1名と保護者2名まで)

5 内容

第1部 講話「わたしが建築士になるまで」(30分)

講師 福島県建築士会郡山支部 阿部 治江さん
一級建築士として活躍中の阿部さんをはじめとして、女性建築士の方々が現在の仕事に選んだきっかけや想いを聞いて、みなさんも自分の将来を思い描いてみましょう！

第2部 体験教室(90分)「お菓子の家づくり」をとおして、建築士の仕事について学んでみよう！
作るだけではなく、建築士のみなさんと一緒に、どうすれば家が建つかを考えたなら、図面の作成～チェック～建築確認申請～施工～完了検査まで、本物の家が建つ建築過程をたどりながら、建築士の仕事に慣れてみましょう！

【申込期間】 令和6年7月1日(月)～7月24日(水)

【申込方法については、裏面をご覧ください。】



～理工系女子支援事業2024～
(お菓子の家づくりをとおして、建築士の仕事を体験しよう)

参加者募集！ (令和7年度理工系女子支援事業)

**思い描こう！私の未来！
進もう！理工系女子への道**

4つの体験教室をとおして、身近な「なぜ？」や「仕組み」に触れてみよう！

1 開催日時 令和7年7月27日(日) 14:00～16:00

2 会場 日本大学工学部62号館3階(郡山市田村町徳定字中河原1)

3 対象者 小学5・6年生の女子または中学生女子と保護者
※市内に在住及び在学の方に限ります。
将来を考えるきっかけとなる体験教室ですので、保護者の方も一緒にご参加ください。

4 定員 40組(対象のお子さん1名と保護者2名まで)

5 第1部 講話(20分)

「先輩リコチャレ生に聞いてみよう！～わたしが理工系分野を選択したワケ～」

講師 内山 瑠穂 さん(郡山北工業高等学校教諭)
日本大学工学部を卒業後、郡山北工業高等学校電子科の先生として教える内山さん。内山さんから理工系分野への進路を目指したきっかけや体験談をお話しいただいて、みなさんも自分の将来を思い描いてみましょう！

第2部 体験教室(80分)

理工系分野ってどんなことを学ぶの？将来どんな仕事があるの？
4分野の体験教室をとおして、「不思議の仕組み」や「なぜ？」を発見してみよう！

(1) 特撮セットを用いてオリジナルのキャラクターを作ってみよう！【コンクリート工】
(2) セグウェイ型ロボットの自動制御に挑戦してみよう！【ロボット工】
(3) 最新のディスプレイを使って最先端の仕組みについて学んでみよう！【電気電子工】
(4) カラフルなカラーボールを使ってみよう！【設備工】

【申込期間】 令和7年6月23日(月)～7月18日(金)



～理工系女子支援事業2025～
(4分野の体験教室をとおして、「不思議の仕組み」や「なぜ？」を発見してみよう！)

資料編



- 基本指標一覧
- 用語解説
- 日本国憲法
- 男女共同参画社会基本法
- 郡山市男女共同参画推進条例
- 郡山市男女共同参画センター条例
- 男女共同参画に関する相談窓口一覧

基本指標一覧

項 目	現 況 値	目標数値 (2033 年度)
基本目標 1 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現		
広報誌等を用いた男女共同参画の広報・啓発の回数 【ダイバーシティ推進課】	1 回 (2024 年度実績)	年 10 回
男女共同参画センターの会議室等の稼働率 【ダイバーシティ推進課】	43.3% (2024 年度実績)	80%
学校や保育所等における男女平等教育を推進するための啓発回数 【ダイバーシティ推進課】	0 回 (2024 年度実績)	年 5 回
男女共同参画出前講座「さんかく教室」の開催回数 【ダイバーシティ推進課】	12 回 (2024 年度実績)	年 20 回
「家庭生活における男女の地位が平等である」と考える人の割合 【ダイバーシティ推進課】	33.2% (2024 年度市民意識調査)	50%
人権意識を高揚するための啓発人数 【ダイバーシティ推進課】	5,250 人 (2024 年度実績)	5,500 人
講座開催などによる性的マイノリティへの理解促進に向けた啓発人数 【ダイバーシティ推進課】	704 人 (2024 年度実績)	1,000 人
人権に関する研修会の内容の理解度 【ダイバーシティ推進課】	94% (2024 年度実績)	90%以上
「性的マイノリティの方々にとって生活しづらい社会」と考える人の割合 【ダイバーシティ推進課】	70.6% (2024 年度市民意識調査)	50%
多文化共生に係る研修会、出前講座等の参加者数 【ダイバーシティ推進課】	250 人 (2024 年度実績)	550 人
〈モニタリング指標〉 「社会全体における男女の地位が平等である」と考える人の割合 【ダイバーシティ推進課】	16.7% (2024 年度市民意識調査)	—
基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍の促進		
市県民税の男女の平均課税額の差 【ダイバーシティ推進課】	110,956 円 (2024 年度課税)	男女の差を 5%減らす
男女共同参画推進事業者表彰の受賞者数（累計） 【ダイバーシティ推進課】	78 事業者 (2024 年 4 月 1 日現在)	100 事業者
審議会・委員会等の女性委員登用率 【ダイバーシティ推進課】	33.8% (2024 年 4 月 1 日現在)	40%
市職員の管理的地位に占める女性の割合 【人事課】	18.4% (2024 年 4 月 1 日現在)	未定
創業支援事業計画に基づく女性の支援者数（累計） 【産業雇用政策課】	2,333 人 (2024 年度までの実績)	2,500 人
20～40 代の女性の就業割合 【ダイバーシティ推進課】	75.8% (2024 年度市民意識調査)	80%

ICT関連講座の受講者の理解度	—	80%
〈モニタリング指標〉 民間企業における管理職に占める女性の割合	—	—
〈モニタリング指標〉 町内会長等における女性の割合	7.4% (2024年7月1日現在)	—
基本目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進		
仕事と生活の調和に関する理想の回答と現実の回答の差【ダイバーシティ推進課】	28.0% (2024年度市民意識調査)	10%以内
市の男性職員の2週間以上の育児休業取得率【人事課】	76.9% (2024年度実績)	85%
国基準待機児童数【保育課】	78人 (2025年3月31日現在)	30人
認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会参加団体数【地域包括ケア推進課】	126団体 (2024年4月1日現在)	150団体
多様な働き方に関する情報提供・啓発実施事業所数【産業雇用政策課、ダイバーシティ推進課】	3,000件 (2024年度実績)	年3,500件
〈モニタリング指標〉 郡山市内の事業所における男性の育児休業取得率	—	—
基本目標4 安全・安心な暮らしの実現		
思春期保健事業を実施した中学校の数【こども家庭課、保健所保健・感染症課】	17校	22校
心と身体の健康に関する講座の受講者数【ダイバーシティ推進課、保健所保健・感染症課】	224人 (2024年度実績)	300人
パワハラ、ストーカー等の被害にあった場合の相談窓口を知っている人の割合【ダイバーシティ推進課】	29.7% (2024年度市民意識調査)	50%
パワハラの被害にあったことがあると答えた人の割合【ダイバーシティ推進課】	22.0% (2024年度市民意識調査)	10%以内
DV防止に向けた広報・啓発の回数【ダイバーシティ推進課、こども家庭課】	2回 (2024年度実績)	年10回
DV被害を受けたことがあると答えた女性の割合【ダイバーシティ推進課】	9.6% (2024年度市民意識調査)	5.0%以内
ひとり親家庭に対する各種支援制度の情報提供の実施回数【こども家庭課】	6回 (2024年度実績)	年6回
困難を抱える女性やDV被害者への支援に関する広報・意識啓発件数【ダイバーシティ推進課】	—	2回
セーフコミュニティの認知度【セーフコミュニティ課】	46.7% (2024年度セーフコミュニティ市民意識調査)	50%
郡山市防災会議の女性委員の割合【防災危機管理課】	14.0% (2024年4月1日現在)	16%以上

用語解説

【あ行】

◆アンコンシャス・バイアス (unconscious bias)

これまでの経験や知識、価値観などから影響を受けて生まれる自分なりの解釈で、誰にでもありえるもの。その思い込みから出た言動が、自分自身では気づかないうちに、誰かを傷つけたり、相手や自分の可能性を狭めてしまったりすることもある。例えば、男は「男らしく」、女は「女らしく」と思うことや、仕事より育児を優先する男性は仕事へのやる気が低いと思うことなど。

◆育児、介護休業制度

育児休業とは1歳未満の子を養育するための休業をいい、介護休業とは2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護するための休業をいう。いずれの休業も男女を問わず取得が可能であり、休業申し出や休業をしたことを理由とする解雇は禁止される。

根拠法は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援する事を目的としており、育児、介護休業制度や育児、家族介護を行う労働者の深夜業の制限、育児、介護のための勤務時間短縮などの措置などが定められている。

◆M字カーブ

女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、近年は、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、M字カーブは解消傾向にある。

◆L字カーブ

女性の年齢階級別正規雇用比率が25歳～29歳をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる状況のこと。

出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多いと考えられる。

◆エンパワーメント (empowerment)

自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力（パワー）をつけること。女性が、政治、経済、家庭等のあらゆる場で、自分たちのことは自分で決め、行動できる能力を身につけ、その能力を発揮して行動していくこと。

「女性のエンパワーメント」の場合には、女性が政治、経済、社会などの分野で活動できる実力をつけることが重要と考えられる。

【か行】

◆カスタマーハラスメント (customer harassment)

令和元年6月に、労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となった。

この改正を踏まえ、令和2年1月に、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）が策定され、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨が定められた。

◆固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。例えば、「男は仕事、女は家庭」、「男性は営業、女性は事務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めていること。

【さ行】

◆ジェンダー（gender 社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが、経済、教育、健康、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けして算出する。男性に対する女性の割合を示しており、0が完全不平等、1が完全平等を表している。2025年6月に発表されたジェンダーギャップ指数において、日本は148か国中118位（0.666）であり、「教育」「健康」の値が世界トップクラスである一方で、「経済」「政治」の値が低い結果となっている。

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

年齢や性別にかかわらず誰もが、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態の事を指す。

少子高齢化、人口減少、グローバル化をはじめとする時代の大きな変化の中で、これまでの働き方のままでは、個人だけでなく、社会全体や個々の企業・組織の持続可能性を確保できなくなることから、個人、社会全体、個々の企業・組織それぞれにとって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は極めて重要な課題となっている。

◆ストーカー（stalker）行為

同一の者に対し、つきまとい、行動監視、面会・交際等の要求、著しく粗野・乱暴な言動などを、反復してすること。

◆性的マイノリティ（sexual minority）

L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（出生時に診断された性とは違う性を生きる人）の方など、性的指向（social orientation）又は性自認（sexual identity）において何らかの意味で「性」のあり方が多数の人とは異なる人びとのことをいう。

◆性自認

自分がどの性別であるかの認識。この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる。また「私はどちらの性別でもない」「私はどちらの性別なのかわからない」という認識を持つ人もいる。性自認が生物学的な性別と一致しない人や、どちらの性別にも違和を感じる人をトランスジェンダーと呼ぶ。

◆性的指向

恋愛感情や性的な関心・興味が向かう方向性。例えば性的指向が同性に向いている人は同性愛（レズビアン、ゲイ）、同性にも異性にも向いている人は両性愛（バイセクシュアル）、異性のみに向いている人は異性愛（ヘテロセクシュアル）等と呼ばれる。また、恋愛感情や性的な関心・興味が生じない人もいる。

◆セクシュアル・ハラスメント（sexual harassment）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。

平成 11 年 4 月施行の改正男女雇用機会均等法において、セクシュアル・ハラスメントに関する事業主の配慮義務が規定され、平成 18 年改正では、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めた対策が義務付けられた。

◆セーフコミュニティ（safe community）

「けがや事故は、原因を究明することで予防できる」というセーフコミュニティの基本理念のもと、様々な分野が協働し、データを根拠とした科学的な手法を用いて、けがや事故の予防対策に取り組むこと。

【た行】

◆ダイバーシティ（diversity）

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

◆ダブルケア（double care）

育児と介護が同時期に発生する状況のこと。近年、晩婚化・晩産化等を背景に、子育てと親の介護のタイミングが重なってしまうことで、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担う、いわゆる「育児と介護のダブルケア」問題が指摘されている。

内閣府の「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書」によれば、ダブルケアを行う者の推計人数は男女合わせて約 25 万人であり、その対応として、育児または介護関連の施策を着実に推進するとともに、民間企業や NPO 等の様々な主体と連携しつつ、地域の特性に応じて、現場レベルで育児や介護以外の取組を含めた総合的な支援を行っていくことが重要な課題となっている。

◆多文化共生

国や文化の違いを持つ人々がお互いを尊重しながら暮らしていくこと。「違い」を壁ではなく、「多様性」として受け入れ、学び合うことで日本人と外国人が共に安全安心に生活できる社会を目指す。

◆男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（男女共同参画社会基本法第2条に定義）

◆テレワーク

パソコンなどの情報通信技術（ICT）を活用し、遠隔地での仕事を可能にすることで時間や場所を有効に活用できるという新しい働き方。ワーク・ライフ・バランスや生産性の向上、雇用の創出につながる事が期待される。

◆ドメスティック・バイオレンス（DV domestic violence）

夫婦や恋人など親しい関係にあるパートナーからの暴力を指します。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や態度による精神的暴力や金銭を渡さない、あるいは奪うなどの経済的暴力、性的暴力などもある。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」〔2001年（平成13年）10月1日施行〕では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

【は行】

◆パートナーシップ制度（partnership）

日本において同性婚が法的に認められていない中で、地方自治体が同性カップルに対して「婚姻と同等の関係」として認める制度。これにより、同性カップルは公営住宅への入居や病院での面会権など、一定の行政サービスを受けることが可能になる。

◆パワーハラスメント（power Harassment）

職場のパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいう。

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。

◆ポジティブ・アクション（positive action 積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。

例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

【ま行】

◆マタニティ・ハラスメント (maternity harassment)

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いを行うこと。また、上司や同僚等、職場から妊娠・出産等を理由とした嫌がらせ等を受けること。

【や行】

◆ユニバーサルデザイン (universal design)

すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語等の違いにかかわらず、すべての人にとって安全、安心で利用しやすいように建物、製品、サービス等を計画、設計する考え方。

【ら行】

◆リカレント教育 (recurrent education)

一度社会に出た者が学校に戻るができるように組織された教育システムのこと。

◆リーガル・リテラシー (legal literacy 法識字)

自分にはどんな権利があり、その権利を行使するのにどのような手続きをすればよいかを理解する。法律や関連制度の存在を知り、その知識を使いこなすことのできる能力のこと。そのための法律や関連の制度についてよく知る必要がある。

◆リプロダクティブ・ヘルス・ライツ (reproductive health/rights 性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足 of いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題も含まれ、幅広い課題を対象としている。

【その他】

◆C S R活動 (corporate social responsibility 企業の社会的責任)

企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会に貢献する責任のこと。



～郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）図書コーナー～

男女共同参画に関する相談窓口一覧

ひとりで悩まず、相談してみましょう！

郡山市をはじめ、福島県や国の機関、各種団体等で、様々な相談窓口を設けています。

相談は無料で、秘密も厳守されますので、安心して相談してください。

どこに相談していいかわからないという方は、まずは、郡山市ダイバーシティ推進課（024-924-3351）までお問合せください。

相談内容	窓 口	相談受付時間	電話番号
基本目標 1 「人権」「男女平等」関連の相談窓口			
男女共同参画全般	郡山市ダイバーシティ推進課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-3351
男女共同参画 女性の各種悩み	郡山市男女共同参画センター （さんかくプラザ）	開館日（第3日曜日を除く毎日） 8：30～17：15	024-924-0900
	福島県男女共生センター （女と男の未来館）	火・木・金・土・日曜日 9：00～12：00 13：00～16：00 水曜日 13：00～17：00 18：00～20：00	0243-23-8320
学校における 男女平等教育	郡山市教育委員会学校教育推進課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-2431
人権全般	みんなの人権 110 番	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	0570-003-110 女性の人権に関する相談→1番 高齢者の人権に関する相談→2番 障害者の人権に関する相談→3番 その他の人権問題に関する相談→4番
女性の人権全般	法務省人権擁護局 女性の人権ホットライン	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	0570-070-810
子供の人権 （いじめ、虐待など）	子どもの人権 110 番	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	0120-007-110
不登校・ 特別支援教育	郡山市総合教育支援センター ふれあい学級	開館日（第3土曜日とその翌日を除く毎日） 8：30～18：00	024-933-8081
いじめ全般	ふくしま 24 時間こども SOS	毎日（無休・24 時間） 0：00～24：00	0120-916-024
	いじめ 110 番相談コーナー	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～17：00	0120-795-110
性自認や性的指向	（一社）社会的包摂サポートセンター よりそいホットライン	毎日（無休・24 時間） 0：00～24：00	0120-279-226
性的マイノリティの 学校生活	郡山市総合教育支援センター	開館日（第3土曜日とその翌日を除く毎日） 8：30～18：00	024-924-2541
パワハラ等	郡山労働基準監督署 郡山総合労働相談コーナー	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-900-9609
子どもやひとり親家 庭の手当てや医療費	郡山市子育て給付課給付係	開館日（第3土曜日とその翌日を除く毎日） 8：30～18：00	024-924-2411
ひとり親家庭の生活 全般	郡山市母子・父子福祉センター	開館日（第3土曜日とその翌日を除く毎日） 8：30～18：00	024-924-3341
在住外国人の 生活相談窓口	郡山市国際交流サロン	平日（祝日を除く月～金曜日） 10：00～16：00	024-924-2970
基本目標 2 「女性活躍」関連の相談窓口			
職場の男女平等、 均等待遇セクハラ等	福島労働局雇用環境・均等室	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-536-4609
解雇、賃金の 引下げ等	福島県労働委員会事務局 労働困りごと相談窓口	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～12：00 13：00～17：00	024-521-7594
女性の再就職支援	福島県雇用政策課 ふるさと福島就職情報センター	月～土曜日（祝日を除く） 10：00～19：00	024-525-0047
創業支援	郡山市産業雇用政策課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-2251

経営の悩み全般	経済産業省 福島県よろず支援拠点	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～17：00	024-954-4161
基本目標3 「仕事と生活の調和」 関連の相談窓口			
近隣関係など日常生活の困り事や悩み、弁護士等の相談受付	郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-2155
要介護認定、介護保険サービス	郡山市介護保険課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-3021
ダブルケアや複合的な福祉の悩みなど、どこに相談すればよいかわからないとき	福祉まるごと相談窓口（北東エリア） 公益財団法人星総合病院	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：30	024-954-3211
	福祉まるごと相談窓口（南西エリア） 社会医療法人あさかホスピタル	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：00	024-945-2778
	福祉まるごと相談窓口（中央、湖南、熱海）郡山市保健福祉総務課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-3822
保育所への入所等	郡山市保育課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-3541
放課後児童クラブの利用等	郡山市こども総務企画課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-3801
妊娠・出産 子育て全般	郡山市こども家庭課 （ニコニコこども館）	開館日（第3土曜日とその翌日を除く毎日） 8：30～18：00	024-924-3691
基本目標4 「安全・安心」 関連の相談窓口			
健康全般	郡山市保健所健康づくり課健康増進係	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-2900
	郡山市保健所健康づくり課中央保健センター（郡山市保健所1階）		024-983-8300
	郡山市保健所健康づくり課南保健センター（安積行政センター内）		024-973-8621
	郡山市保健所健康づくり課北保健センター（富久山行政センター内）		024-973-8622
	郡山市保健所健康づくり課西保健センター（片平行政センター内）		024-973-8623
こころの病や不安、生きづらさ等、誰かに力になってほしいとき	福島いのちの電話	毎日（無休） 10：00～22：00 毎月第3土曜日（24時間） 10：00～翌日10：00	024-536-4343
子どもの養育、児童虐待、ヤングケアラー、困難な問題を抱える女性、DV、家庭問題	郡山市こども家庭課	開館日（第3土曜日とその翌日を除く毎日） 8：30～18：00	024-924-3341
DV、離婚 女性の自立支援	福島県女性のための相談支援センター	祝日・年末年始を除く毎日 9：00～21：00	024-522-1010
障がい者差別・虐待 障がい福祉サービス	郡山市障がい福祉課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-2381
高齢者虐待	郡山市地域包括ケア推進課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-3561
犯罪被害者支援	（公社）ふくしま被害者支援センター	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～17：00	024-563-3724
	法テラス・サポートダイヤル 日本司法支援センター	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～21：00 土曜日（祝日を除く） 9：00～17：00	0120-079714

性暴力等被害	(公社)ふくしま被害者支援センター 性暴力等被害相談 SACRA ホット ライン	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～17：00 上記時間以外は国の夜間休日コールセンター に接続	024-563-3722
犯罪等被害の 未然防止	福島県警察安全相談室	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～17:00	# 9110 024-525-3311
その他 あらゆる相談に対応できる相談窓口			
夫婦関係、セクハラ、 パワハラ、解雇等の 労働関係、年金、保 険、消費生活、相続、 交通事故、法的手続	法テラス・サポートダイヤル 日本司法支援センター	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～21：00 土曜日（祝日を除く） 9：00～17：00	0570-078374

※無休と記載のある相談窓口以外は、すべて年末年始（12/29～1/3）はお休みとなります。

郡山市男女共同参画都市宣言

豊かな水と緑きらめくこのまちで

私らしい“私の個性”と
あなたらしい“あなたの個性”のかがやきは
男らしい 女らしいということよりも
人として守らなければならない大切なものです

自分を認め
相手を認め
すべての人がともに歩むまち

それが
未来の夢をひらくまち“こおりやま”です
郡山市はここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成14年12月17日